

2018

6

JUNE

Vol.73

Clean Life

クリーン
ライフ

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

特集

有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(第1版) 平成30年3月環境省



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

12,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成30年	7月13日(金)	1日	100名
	8月24日(金)	1日	100名
	10月12日(金)	1日	100名
	12月7日(金)	1日	100名
平成31年	1月18日(金)	1日	100名
	3月15日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご活用いただけます。

C O N T E N T S

巻頭●公益社団法人大阪府産業資源循環協会

法人化30周年記念インタビュー 会長 片瀨 昭人

2

特集●有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）

平成30年3月環境省

8

行政情報●

36

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)
(平成30年3月30日環循適発第18033010号・環循規発第18033010号)
- 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等
取扱要領について(通知) (平成30年3月30日環循規発第18033022号)
- 行政処分の指針について(通知) (平成30年3月30日環循規発第18033028号)
- 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の
許可事務等の取扱いについて(通知) (平成30年3月30日環循規発第18033029号)
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について
(平成30年3月30日事務連絡)

事業報告●

84

- 災害廃棄物の処理等に関する協定締結式(堺市)
- 廃棄物不適正処理巡視事業
- 大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議啓発部会、取締対策部会合同会議

事業案内●

86

新規入会会員紹介●

88

新刊紹介●

90

バックナンバーのご案内●

91

- Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ

クローズアップ●

94

編集後記●

95

廃棄物処理先進事例調査は、今回は休載し次号に掲載いたします。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 法人化30周年記念インタビュー



“資源循環”という時代の 要請に応える存在に

1988年3月に産声をあげた（公社）大阪府産業資源循環協会（旧称：大阪府産業廃棄物協会）は今年、設立30周年という大きな節目を迎えた。設立当時の大量生産・大量消費型経済の全盛期から時を経て、いまや資源の循環と環境負荷の低減は世界的な潮流となっており、そのメインプレイヤーを担う廃棄物処理・リサイクル事業者のプレゼンスは、確実に高まっている。そうした変化のなかで、名称を改めた協会がいかにあるべきか。現会長である片瀨昭人氏に話を聞いた。

「循環」で多くの産業界をつなぐ

——名称変更の背景は？

片瀨：近年、“産業資源の循環”に対する時代の要請が高まっています。政界においては2014年に「産業・資源循環議員連盟」が組織され、行政でも昨年度環境省組織改革で「環境再生・資源循環局」が創設されるといった流れの中で、業界としてもそこに重点を置こうとの姿勢を表すべきではないか、という意識は全国的に広がっていました。近畿エリアでも意見を交わしたうえで、大阪府では全国組織である（公社）全国産業資源循環連合会（旧称：全国産業廃棄物協会連合会）と足並みを揃える形で、名称変更に至りました。

もちろん、名称を変更するからには、そこには大きな意義があります。業界の歴史を振り返りますと、かつては悪貨が良貨を駆逐するような状況にありましたが、少しずつ状況が改善し、今では業者のレベルも確実に向上してきており、業界が成長していることを実感しています。そして、“廃棄物の適正処理”が大きな目的であった時代から、「SDGs（国連・持続可能な開発目標）」に代表されるように、環境を配慮した形で持続可能な成長を目指す時代へと社会全体がシフトするなかで、我々業界は重要なファクターとなりつつありますし、そうないかねばなりません。そうした決意を表す意味が、「大阪府産業資源循環協会」という名称にあります。

それからもう一点、廃棄物の多様性に起因するものではありませんが、我々の産業廃棄物業は処理品目や処理方法などで多岐に渡っており、ひと括りにできないという側面があります。収集運搬と処分とで全く業態は違いますし、解体工事を手掛けその発生物を中間処理する業者、

公益社団法人
大阪府産業資源循環協会
会長
片瀨
昭
人

清掃業から始まり廃棄物処理へと発展してきた業者、最終処分場を運営する業者など、その規模や成り立ちが個々に違ってきます。この多様性のなかに、新たにリサイクル事業者、例えば金属スクラップや古紙、廃プラといった業界も含めたくらうで、資源循環ということを考えていくべきだろうという思いもあります。

——様々な産業とコラボレーションしていく必要があると。

片淵：ベースには適正処理がなければなりません、そのうえで資源循環、エネルギー循環を進めていくことではじめて、持続可能な成長が実現できる。このためには、廃棄物の処理や資源のリサイクルだけでなく、排出する側や資源を使う側も重要な要素です。排出すれば終わりではなく、持続可能な成長のため、次の世代のために環境の保全や資源の循環をどうしていくのかを考えること、自分たちがその重要なプレイヤーなのだを知っていただく。そんなふうに、資源に関わる広い分野の皆さんをつなぐ存在として協会がりたいとの意味もあります。

行政対応などを見ても、これは処理、これはリサイクル、これは有価物だと、縦割りになっています。そういう考え方ではなく、大きく“資源循環”として捉え、いままで切り分けられていたところをつなぎ、資源やエネルギーが循環する流れを作っていく。この「つなぐ」ということもひとつのキーワードでしょう。

——廃棄物処理業者の動向としても、処理だけでなく循環資源の製造に携わる事例は増えてきていますね。

片淵：ただし、何でもリサイクルの一点張りというわけにはいきません。廃棄物から再生資源を製造したとしても残渣物は発生しますし、100%のリサイクルというのは現実的には難しいですから、そのどうしようもできないものの適正処理を抜きに、リサイクルは語れません。使えるものは循環し、どうしても発生する廃棄物は適正処理をするという社会システムを作っていくことが重要でしょう。

そのためには、廃棄物処理法といった法律、行政や他の産業界の基本的な考え方を変えていくことも必要です。現状において、廃棄物処理やリサイクルの現実を一番知っているのが、我々廃棄物業界です。議論を地に足の着いたものにするために、積極的に意見を発信していかねばなりませんし、必要に応じて法律を変えることを働き掛けていく場合もあるでしょう。

また、地域の差というものもあります。ある自治体では補助を受けられる処理でも、すぐ隣の自治体では受けることができないといった状況です。先ほどの縦割りの話にもつながりますが、それぞれが独自に動くことによって、全体としてちぐはぐな状況が生まれていますし、私た



電子基板など新たなリサイクル原料も登場

ちも様々な要求に応じていくことが難しい部分があります。そうした混沌とした状況で、こうあるべきだと示し、全体をつないで調和させるのも、我々業界の役目ではないでしょうか。

資源循環、CO₂排出、そしてエネルギー創出

——最近では、資源循環だけでなくCO₂削減も大きなテーマとなっています。

片淵：サプライチェーンも含めたCO₂排出ゼロを義務付ける大手企業が、欧州を中心に登場していますし、CO₂を大量排出するような企業は投資も含めて市場から排除していく動きが始まっていますね。ただ、先ほどの100%リサイクルと同様に、排出ゼロということも非現実的でしょう。そうしたセンセーショナルな言葉に引きずられず、現実的に循環資源を作ることができるのか、CO₂排出削減を進めることができるのかどうかを研究開発することもまた、我々の役割です。

他方、そうしたことのルールや枠組みを決め、政策としていくのは行政の役割です。何が本当にCO₂排出削減や資源効率の向上につながるのかを見極め、例えば、リサイクルに不適な素材の使用を抑制する施策を取ることで、社会全体の方向性を定めていくといった形ですね。日本の行政は、この点では遅れています。政策の内容を見てもCO₂排出はあまり考慮されておらず、単純なリサイクルに偏っています。ですからメーカーの姿勢も追いついていませんし、CSRなどでの環境保全活動をおこなっているものの、地に足の着いたものではなく、宣伝の材料でしかないケースも多いでしょう。

そうではなく、今後はCSV（共通価値の創造）の観点に立って、その企業が存続することによってCO₂排出や資源効率が改善し、本業に基づいて持続可能な社会の形成に貢献していく、ということが主流になるでしょう。実際に、トヨタ自動車^(株)などは製造工程での有害性の高いクロムの使用制限を始めていますし、それともなってクロムレスの加工技術が注目され、関連した技術開発も進展しています。そういう方針を行政が打ち出してこそ、社会全体の方向性が定まるのではないのでしょうか。

実際に、欧州では政府が資源効率の向上に向けたサーキュラー・エコノミー政策を取っていますし、メーカーもその方向に進んでいる状況があります。日本国内でも、こうした動きと各ステークホルダーが向き合っていかなければなりません。その中で我々廃棄物業界の知見は重要なものになりますが、一方で我々の業界だけで考えられる範疇を超えた課題でもあります。だからこそ、それぞれの役割を持って活かし合うことが大切なのです。



——低炭素化にともなうものとして、エネルギーの問題もあります。

片淵：近年では、産廃業者がエネルギーの供給側になるシーンは増えていますね。廃棄物発電、バイオマス発電でも木質のものと食品などの有機性のものもあります。これまで焼却や埋立で処分してきた廃棄物を、エネルギーとして活かす。ですから、素材として利用価値があるものは資源循環を進め、それをどんどん繰り返してどうにもできなくなったものはエネルギー回収をして、それもできないものは処分する……と段階的な形で、物質とエネルギーの循環を考えたりサイクルシステムが、我々の業界の最もコアな部分となっていくのではないかと予想しています。

そうして領域を広げていく過程で、行政とのコラボレーションも生まれてくると思います。日本国内で人口減少が進んでおりますし、人手不足から、これまで通りの行政サービスを保つことが困難になってくるでしょう。そうした場合に、廃棄物の収集運搬や焼却などの処理を民間委託する、という選択肢も確実に視野に入ってきます。また、そこで財政を効率化することで、節約した予算を福祉分野などに振り分けるといった余地も生まれます。



バイオマス発電で関心高まる間伐材

「廃棄物処理業」から「資源循環業」へ

——確かに、行政の民間委託の事例も増えていますね。

片淵：進んでいる部分もありますが、やはりまだ意識が古いと感じることはありますし、行政側には、インフラを支えるという使命感もあるでしょう。民間企業だから関係ないというのではなく、廃棄物業界もまた、社会インフラを支える存在なんだとの自覚、公共としての責任感を共有していくことがコラボレーションのきっかけにもなるでしょう。

地域によっては、外資系企業が委託を受けているケースも現れています。海外の廃棄物管理メジャーは驚くほど大きな事業規模を持っていますから、国内企業の我々も危機感を持って対応をしなければなりません。やはり、この環境という大きな分野の担い手であるとの自覚が問われる時代が訪れているのでしょう。

その意味で廃棄物処理業も、解体業のように業種認定を得るべきではないか、との意見も出ています。なかには業法を作っていくという動きもありますが、現実的には難しいのではないかと感じます。先ほど申し上げたように、廃棄物業界というのはあまりにも多岐に渡っていますから、統一的な見解を出すことが困難なのです。だからこそ、大きな枠として「資源循環業」ということも打ち出し、それを目指していくことが重要です。

——一方で、名称から「産業廃棄物」という言葉がなくなることで、廃棄物の適正処理や有害物の無害化、といった視点が薄まってしまうのでは、という意見も出ています。

片淵：そうした意見も耳にしていますし、実際に、近年では有害性の高い廃棄物が社会問題化している状況もあります。例えば石綿、PCBや水銀、フッ酸などもそうですね。

これは私の個人的な感覚なのですが、資源循環と廃棄物処理の関係は、エネルギー保存の法則とエントロピーの増大に似ていると考えています。エネルギーは使用すればするほど利用できなくなる熱量（エントロピー）が増大していきます。それと同じように、資源も繰り返し使用するなかで、それ以上利用できない部分が次第に大きくなっていく。製品の製造時、使用時、処理時、それぞれで廃棄物が出てきますからね。全く新しいエネルギーや概念が登場したら分かりませんが、少なくとも現状においては、廃棄物というエントロピーの増大をいかに抑え、使える物として拾い上げていくか、そして使えなくなったものや危険なものをいかに自然に帰していくか。従来の産業廃棄物処理も内包したのものとして「産業資源循環」という概念はあると思います。製造・使用・処理、それぞれがそうした考えを共有し、相互に意識を変えていかなければいけないとも思います。

産業構造は変わってきています。資源を使用する側も、廃棄物を処理する側も、資源循環という観点で結びつき、目の前にある資源をいかに循環させていくかを共通の問題と捉え、協力して新しい技術や方法の開発を積極的に進めていく時代を迎えようとしています。それは社会全体にとっても同じことです。廃棄物を排出しているのは事業者ではなく、社会なのだ、という当事者意識を持っていただかなければなりません。そこに、我々業界が率先して働き掛けていきたいですね。



RPF化でエネルギーの生産者へ

30周年という節目の意義

——そうした時代になかで、協会は30周年を迎えます。

片淵：年次としても大きな節目ですが、業界の世代間の継承という意味でも、節目にあると感じています。廃棄物事業者を業界としてまとめ、まさに業界を作ってくれた濱野清元会長、國中賢吉前会長の世代。それを受け継いで業界の成長を図ってきた我々の世代があり、そしてさらに次の世代の業界人も育っています。先人から受け取ったものを後進へ渡していく、業界の流れとしてもひとつの節目にあるなど。

もっとも、残念ながら業界に対する社会の認知はあまり改善していません。近年になっても、遵法性の疑わしい事例や、実際に事件化したケースも出ています。

だからと言って、低きに流れていては、いつまでも社会の理解を得ることはできません。従来の家業的なあり方を脱し、組織化して現代的な企業へと変わっていくことは不可欠です。それによって銀行からの融資なども受けやすくなり、次の設備投資や人材確保のリソース



最終処分場の跡地に設置した太陽光パネル

を得て、さらに成長していく。もはやそれは、生き残りの最低条件にもなりつつありますし、ひいてはそれが業界のレベルアップにつながっているわけです。

特に、現在の業界における人材不足には切実なものがあります。そうした状況にあって人材が確保できている企業を見ますと、現業に留まらない提案型の企業になっており、優秀な人材がその力を発揮しやすい環境を作っていることが多いようです。大学でも環境に関する学科がよく見られるようになり、業界に対する学生の偏見も薄らいでいます。純粋に企業としての方向性や、その中での自分のポジションを考慮して応募する学生は増えています。企業としてのあり方が、人材の確保に直結する時代になったと言えますね。

人材確保についてはもうひとつ、外国人労働者の受け入れという方向性も考えられます。全国組織では、新たに外国人向けに資格制度を整えようとしています。一定の試験を経たうえで、3～5年の期間で技能実習生として就労可能とするものです。先ほども言いましたが、廃棄物処理というのは多岐に渡りますから、その技能実習として何を履修すべきか、という点は非常に議論となりました。実務的なことはもちろんですが、日本の環境意識やSDGsといった考え方も含めて学んでいただきたいと考えています。

——今後の抱負をお願いいたします。

片淵：繰り返しになりますが、資源循環は社会的な課題であり、処理業者だけでなく、排出事業者や資源事業者も含めて取り組んでいくべきことです。広い分野の皆さんに是非協会に参加していただき、ともに共通認識を作り上げていけるよう、努力していきたいと思えます。そのとき、決して机上の空論ではなく、地に足の着いた現実的な議論を交わし、それぞれの役割をお互いに果たしていくことが理想的な形です。

できれば、我々の世代で実効性のある枠組みを作り、次の世代にバトンタッチしていきたい。そうして、協会が40年、50年と続いていくことを切に願います。

——本日はありがとうございました。

特集

有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版)

平成30年3月 環境省

目次

1. はじめに	1
2. 有害使用済機器とは	2
2.1.1 業務用機器の取扱い	4
2.1.2 破損した機器、部品、附属品等の取扱い	6
2.1.3 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱い	7
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準	8
4. 維持管理	15
5. 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き	16
5.1 届出除外対象者について	16
5.2 有害使用済機器の保管等に関する届出について	20
6. 立入検査等	24
7. 参考資料	25
7.1 届出様式記載例	25
7.2 帳簿の記載例(4.関係)	26

1. はじめに

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器等（以下「使用済機器等」という。）が、雑多なものと同様に混ざられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、平成 29 年 6 月に成立・公布された改正廃棄物処理法では、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として位置付け、その保管又は処分を業として行う事業者、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を創設しました。

<法改正の内容>（第十七条の二）

- ①使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを**有害使用済機器**として定義
- ②有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事又は政令市長への届出を義務付け**
- ③政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ④都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

※雑品スクラップの取扱いに関しては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」においても、具体的な規制対象範囲について法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの課題があったことから、平成 29 年 6 月に成立・公布された改正バーゼル法において、具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を法的に明確化するよう改正が行われました。

2. 有害使用済機器とは

本制度の対象となる有害使用済機器は以下の機器となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみを抜粋）

（有害使用済機器）

第十六条の二 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
 - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

上記の機器が有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されていることから、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。その上で廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

判断のフローについて、以下に示します。

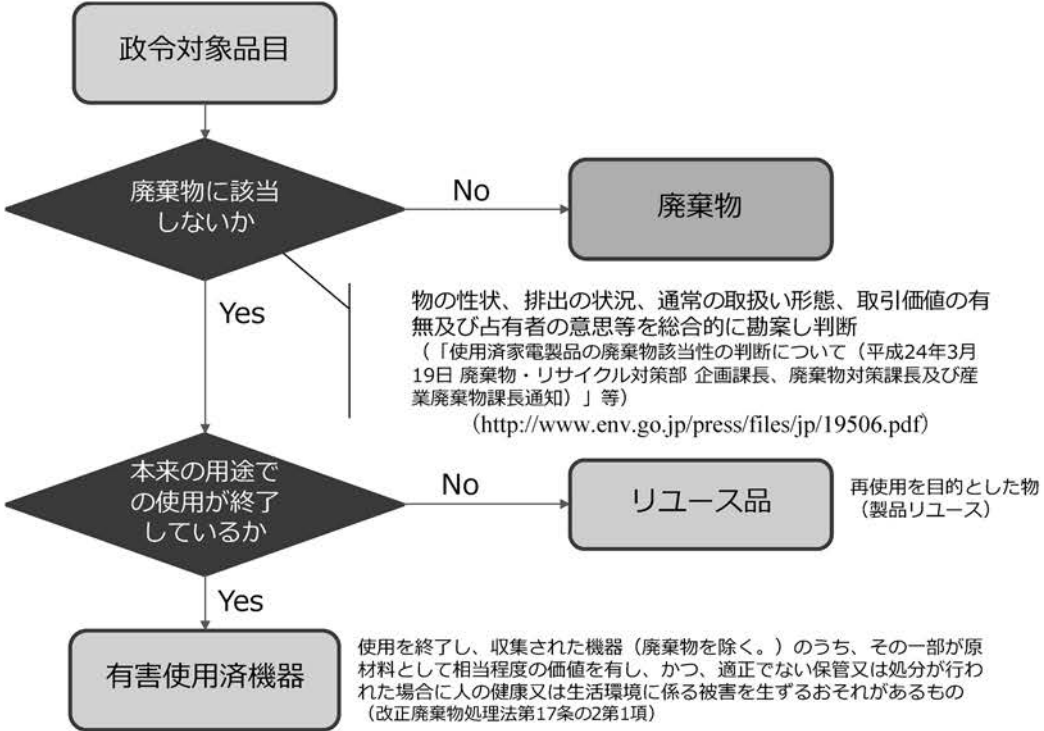


図 1 有害使用済機器の該当性の判断のフロー

※政令対象品目の機器が廃棄物と判断された場合は廃棄物処理法その他、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などの廃棄物関連法令を遵守し、適正に処理する必要があります。

(家電リサイクル法関連 HP <http://www.env.go.jp/recycle/kaden/>)
 (使用済小型電子電気機器等の回収に係るガイドライン http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf)

2.1.1 業務用機器の取扱い

業務用機器については、家庭用機器と判別不能なものに限り有害使用済機器として指定される一方、明らかな業務用機器の場合は、有害使用済機器には該当しないこととなります。これらの機器の例を次に示します。

<写真・事例> 家庭用とわかる機器



(ルームエアコン)



(ウインドウ型エアコン)

出所) 左：パナソニック株式会社 企業 HP <http://panasonic.jp/aircon/housing/p-db/CS-360CF2S.html> (閲覧日：2018年2月28日)

右：小泉成器株式会社 企業 HP <https://www.koizumiseiki.jp/products/detail/209> (閲覧日：2018年2月28日)

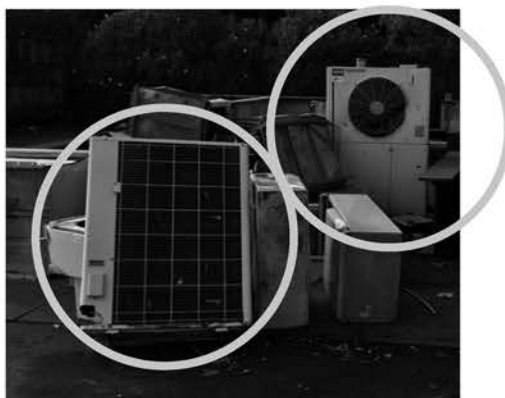
<写真・事例> 業務用であるが家庭用と判別困難な機器 (有害使用済機器として指定)



(業務用エアコン (壁掛形))

出所) ダイキン工業株式会社 企業 HP <http://www.daikin.co.jp/> (閲覧日：2018年2月28日)

<写真・事例> 明らかに業務用とわかる機器



(業務用エアコン)

出所) 環境省撮影

<写真・事例> 明らかに業務用とわかる機器



(業務用エアコン)

出所) 環境省撮影



(業務用冷凍・冷蔵機器、ショーケース)

出所) 左: ホシザキ株式会社 企業 HP <http://www.hoshizaki.co.jp/p/f-refrigerator/z-series/refrigerator/hr-180z.html> (閲覧日: 2018年2月28日)

中央: 環境省撮影

右: 大和冷機工業株式会社 企業 HP <http://www.drk.co.jp/product/shop/slide-ecoza.html> (閲覧日: 2018年2月28日)



(業務用洗濯機)

出所) 左: アクア株式会社 企業 HP http://aqua-has.com/point/biz_laundry/f_hwd01/feature/hwd-7256g/index.html (閲覧日: 2018年2月28日)

中央: 株式会社 TOSEI 企業 HP <http://www.tosei-corporation.co.jp/allproducts/institution/wi326s.html> (閲覧日: 2018年2月28日)

右: アイナックス稲本株式会社 企業 HP <http://www.inax-corp.co.jp/products/detail/flt-100bd.html> (閲覧日: 2018年2月28日)

2.1.2 破損した機器、部品、附属品等の取扱い

有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されますが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器に該当します。例えば、下記左の写真のように、ほぼ原形をとどめているプリンターや右の写真のように、ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できる等、もとの機器が判別できる場合は有害使用済機器に該当します。

一方、有害使用済機器を解体し取り出された部品や、原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しません。例えばパソコンを解体し内蔵ハードディスクドライブ、基板、電源等の部品単体となったものは有害使用済機器に該当しません。同様に、有害使用済機器を破砕等の処理後、鉄鋼原料や金属製錬の原料用等とできるまで選別された基板や、鉄くず、アルミくずなども有害使用済機器には該当しません。

テレビのリモコンやACアダプタ等の附属品も有害使用済機器に該当しますが、例えば電源コードなどが、単独の品目のみに選別され、原材料として取り扱われる場合は有害使用済機器に該当しません。

なお、取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要があります。また、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する（又は廃棄物の処理業者に処理委託する）必要があるため、適正処理を所管する自治体の指導にしたがって処理してください。

<写真・事例>破壊等がなされた有害使用済機器(廃棄物とは判断されない場合に限りです)



(破壊等がなされた有害使用済機器 左：プリンター、右：パソコン)



(破壊等がなされた有害使用済機器 掃除機)

出所) 環境省撮影

2.1.3 有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合の取扱い

有害使用済機器対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要があります。一方、混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目の機器について、前述のとおり廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は有害使用済機器保管等届出が必要です。

なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し、保管する必要があります。また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望まれます（分別保管については後述の3章も参照してください）。

3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行う必要があります。

【囲いの設置】について

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

【掲示板の設置】について

有害使用済機器の保管又は処分（以下「保管等」と示す。）に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

【保管高さ】について

屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

【土壌・地下水汚染防止】について

有害使用済機器は内部に潤滑油等の有害物質を含むものがあります。保管等に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

【飛散・流出に関する必要な措置】について

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講じる必要があります。

【生活環境の保全】について

有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

【火災・延焼防止】について

有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装によく使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。このことから、保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。

また、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万が一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の電池については、分別後適正に処分する必要があります。

【公衆衛生の保全等】について

有害使用済機器の保管等に当たっては、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、フロン類が発散しないよう回収する等の措置が必要です。

【禁止行為】について

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

※分別（選別）、解体について

有害使用済機器の保管又は処分の一環として分別又は選別が行われる場合が考えられるため、保管又は処分の基準にしたがって分別又は選別を行う必要があります。また、解体を行う場合も同様に保管又は処分の基準を遵守する必要があります。

※有害使用済機器の保管又は処分に伴って発生した廃棄物の処理について

有害使用済機器の保管又は処分に当たっては、機器の搬入時や処分後に廃棄物が発生する可能性があります。有害使用済機器の保管又は処分を業とするものがその事業に伴って生じた廃棄物の排出者となり、廃棄物処理法に基づきその廃棄物を適正に処理する責任があります。また、廃棄物の処理に関しては、所管する自治体の指導に従い適正に行ってください。

(一般廃棄物の適正処理については市町村が所管しており、産業廃棄物の適正処理については、都道府県又は政令市が所管しています。)

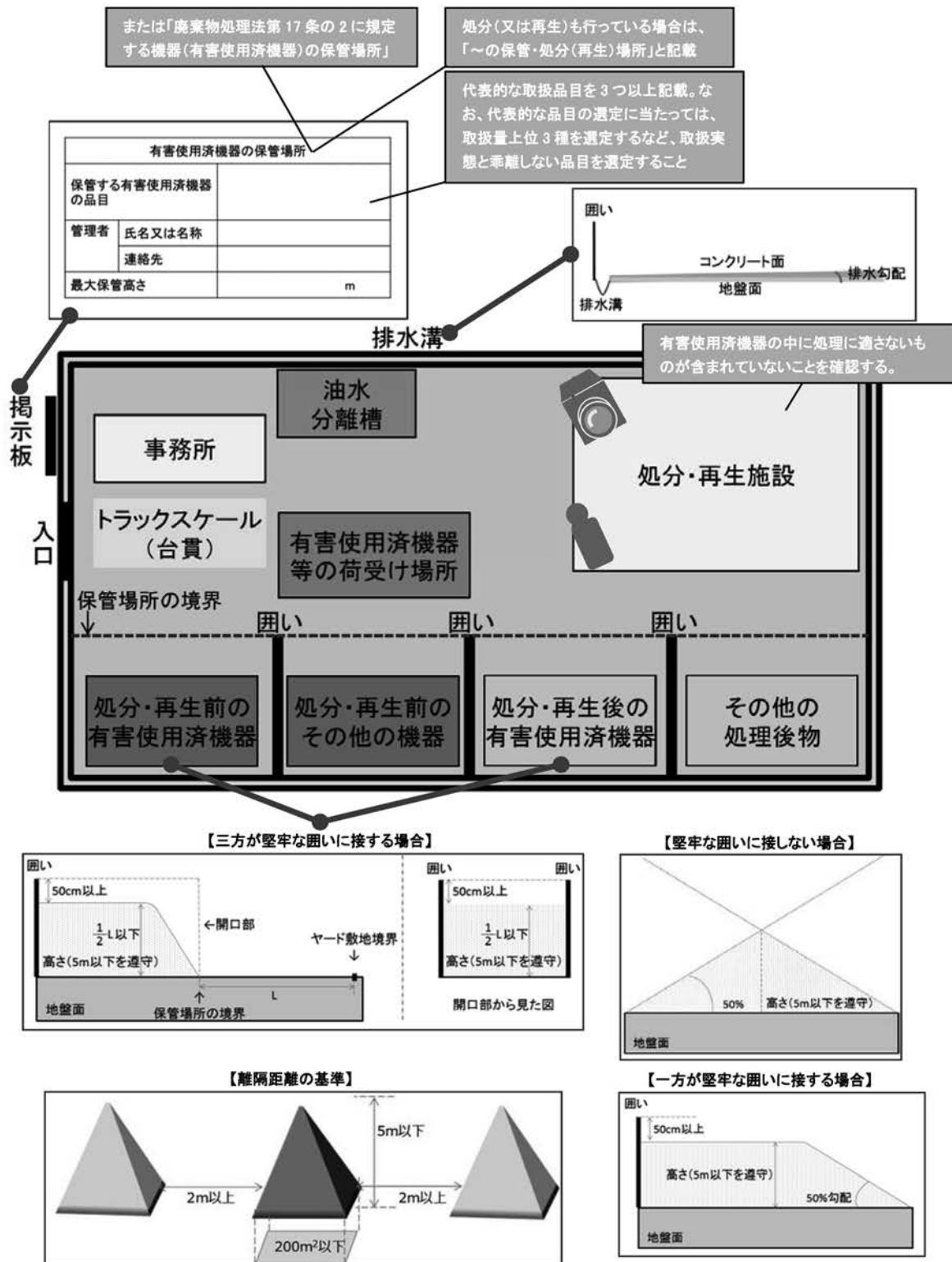


図 2 保管及び処分の場所の概要 (イメージ)

<写真：事例> 汚水の地下浸透防止対策の事例

下記の事例では、土壌・地下水汚染防止の観点から、保管ヤード床面にコンクリート（35cm、W鉄筋）で舗装しています。また、雨水、油水が1ヶ所に集められるよう適切な勾配がとられています。また、地下浸透防止のためのコンクリート舗装面が重機での作業や、重量物の保管等に耐えうるよう、コンクリート舗装面の上に鉄板を敷設しています。



（左：ヤード床面はコンクリート（350mm）で舗装。写真は工事中のもの）
（右：コンクリートの上に鉄板を敷設）



（土壌・地下水汚染防止対策が不十分な床面）

出所）環境省撮影

<写真：事例> 汚水の流出防止対策の事例

下記の事例では、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置しています。

汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な設備を設ける必要があります。油を含む汚水が発生する可能性がある場合は、下記の事例のように、集水面積に見合った規模の油水分離槽を設けることが有効です。



(左：ヤード周辺に排水溝を設置、右：油水分離槽の設置)

出所) 環境省撮影

<写真：事例> フェンス設置の事例

風により有害使用済機器やその一部の飛散の可能性がある場合は、敷地外に飛散しないような措置を講じる必要があります。

下記の事例では、周囲に鉄製の囲い（高さ 4.5m）を設け、さらに上部に鉄網製（地域住民への景観上の配慮）の囲いを設置しています。



(フェンス設置の事例)

出所) 環境省撮影

<写真：事例> ヤード入口に返品物リストを掲示している例

保管ヤードの入口に、受入を認めない物品（火災の危険のある電池等）を返品物リストとして掲示している例です。写真等を用いてわかりやすく掲示する等の工夫がされています。



(返品物リストの掲示例)

出所) 環境省撮影

<写真：事例> 有害使用済機器のみ分別され保管されている例

有害使用済機器と対象外のものは分別する必要があります。下記の事例では、保管場所に仕切りを設け、貨物を種類別に分別して保管しています。また、仕切りを設けることで火災時の延焼防止にも効果が見込めます。その他、小型家電等の小さい品目についてはカゴを利用して積み上げて保管している事例もあります。



(分別保管の事例)

出所) 環境省撮影

＜写真＞特に有害性の高い物質を含む部品等の回収事例

有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品などが使用されている場合があるので、適正な取扱いが必要となります。

なお、蛍光管などの水銀使用製品産業廃棄物の処理にあたっては、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に適正に処理してください。

(水銀廃棄物関係 HP <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>)



(蛍光管)



(乾電池)



(鉛バッテリー)



(コンプレッサー (黒モーター))

出所) 蛍光管：世田谷区 区 HP <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/113/263/264/d00124951.html> (閲覧日：2018年2月28日)

乾電池、鉛バッテリー、コンプレッサー (黒モーター)：環境省撮影

【コラム】フロン類の回収について

業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器 (第一種特定製品) からのフロン類の回収に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) の規定を遵守する必要があります。

機器の引取りと合わせて、これらの機器のフロン類を自ら回収する場合は、第一種フロン類充填回収業者としての登録を都道府県知事から受ける必要があり、回収基準等を遵守すると共に、フロン類の種類に適した十分な能力の回収装置、回収容器を用いる必要があります。

また、自らフロン類の回収は行わず、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを受託する場合には、第一種フロン類引渡受託者として、委託確認書の回付等を行う必要があります。

(フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>)

(フロン回収ガイドライン

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/pamplet/furon/f-guideline.pdf)

4. 維持管理

有害使用済機器の保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は一年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

帳簿への記載事項は以下のとおりです。

表 1 帳簿への記載事項（取扱い品目毎に記載）

	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。（破碎（切断）、圧縮等）
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

5. 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き

5.1 届出除外対象者について

適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、届出義務の適用が除外されている者は次のとおりです。

- 法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者
 - 廃棄物処理業者や家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の認定業者等の内の一部の事業者が該当します。（詳細は表2を参照）
- 行政機関
- 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（ヤードの敷地面積100m²未満と規定）
- 本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合
 - 雑品スクラップ業者以外の者が業の目的以外で有害使用済機器の保管を一時的に行う場合は届出除外対象者となります。
 - 例えば機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する修理業者、又は、機器の販売を本来の業務とし、販売業務に付随して使用済みの機器を回収し、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間一時保管する小売店等を想定しています。

表2 廃棄物処理法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者

(廃棄物処理法施行規則第13条の2第1号関係)

※ 下の表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）^注を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を行う場合に限ります。なお、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要となります。

※ 下の表中の処分には再生を含みます。

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

注：有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

5.2 有害使用済機器の保管等に関する届出について

有害使用済機器保管等業者は、保管ヤードが属する都道府県、廃棄物処理法第 24 条の 2 に定める政令市宛に、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。

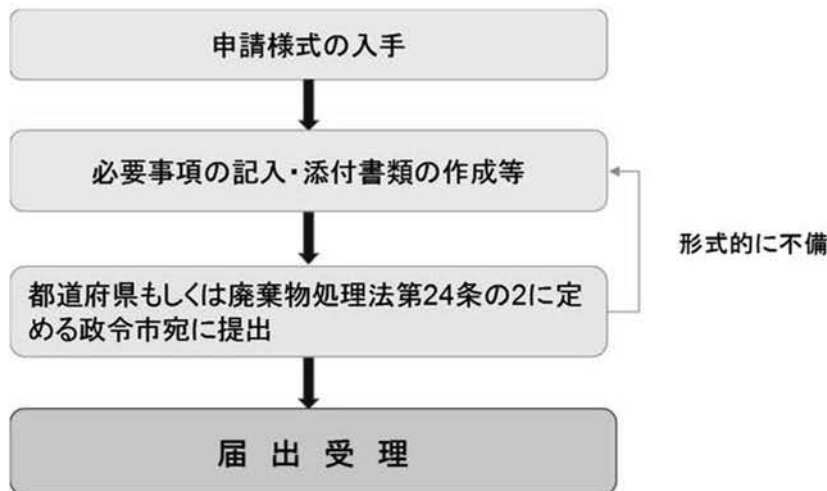


図 3 届出の流れ

【届出の時期】

- 新規の場合は、事業開始 10 日前までに届出が必要です。
※事業開始 10 日前までに届出受理されている必要があります。
※法改正の施行日（平成 30 年 4 月 1 日）に、既に有害使用済み機器の保管等を業として行っている者については、施行後 6 ヶ月（平成 30 年 10 月 1 日まで）までに届出が受理されている必要があります（猶予期間）。

【届出の提出先】

- 有害使用済機器保管等業者は、申請書類を整えた上で、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県、廃棄物処理法第 24 条の 2 に定める政令市に、添付書類を添えて届出を提出する必要があります。なお、複数の自治体で事業を行う場合においては、それぞれの自治体に対して届出が必要です。
※事前に届出官庁に相談することによって、手続きが円滑になることが期待されます。

【届出内容の記録】

- 有害使用済機器保管等業者は、届出内容との齟齬が生じないように、届出書の副本を保管するなど、届出内容の記録を保存しておくことが望まれます。

表 3 届出事項と対応する様式等（新規届出）

項目	記入対象 様式	添付 書類	記載事項
氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式第 35 号の 2		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は氏名 ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名 ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）
事業の範囲	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲
事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積
保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
保管高の上限	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所毎の保管高の上限
(処分を行う場合) 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目
(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所	同上		<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の氏名及び住所
事業計画の概要		●	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分の別） ・取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）
事業場の平面図及び付近の見取図		●	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の状況がわかる平面図 ・事業場の周辺の状況がわかる見取図
(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		●	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類		●	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記簿謄本（申請の 3 ヶ月以内に発行されたもの）等（借地の場合は賃貸契約及び同意書等が必要）

項目	記入対象様式	添付書類	記載事項
(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		●	・処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの
(個人の場合) 住民票の写し		●	・個人の場合は住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		●	・法人の場合は法人の登記事項証明書（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		●	・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）

表 4 届出事項と対応する様式等（変更届出）

項目	記入対象様式	添付書類
氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	様式第35号の3	
届出を行った年月日	同上	
変更の内容	同上	
変更の理由	同上	
変更予定年月日	同上	
事業計画の概要		※
事業場の平面図及び付近の見取図		※
(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		※
届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類		※
(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		※
(個人の場合) 住民票の写し		※
(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		※
(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		※

※：変更がある場合に添付

届出事項の内容に変更をしようとする場合には、基本的に変更の10日前までに事業場を所管する自治体へ届け出る必要があります。

なお、住民票及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後速やかに届出を行う必要があります。

表 5 届出事項と対応する様式等（廃止届出）

項目	記入対象様式	添付書類
氏名又は名称及び住所 （法人の場合）代表者の氏名	様式第 35号の4	
届出を行った年月日	同上	
廃止した事業の範囲	同上	
廃止の理由	同上	
廃止の年月日	同上	

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後 10 日以内に、事業場を所管する自治体へ届け出る必要があります。

※事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

6. 立入検査等

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められています。

したがって、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があります。その場合は積極的な協力をお願いします。

※立入検査は事前通告無く行われる場合があるため、その際も積極的な協力をお願いします。

また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、日本語による応対が可能な体制を整えておくよう協力をお願いします。

なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合等の罰則が規定されているので留意してください。（表6参照）

※有害使用済機器は廃棄物の疑い物として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの報告徴収や立入検査を受ける場合も想定されるため、その場合も積極的に協力いただくようお願いします。

表 6 本制度に基づく罰則

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第 25 条第 1 項 第 5 号)	法 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条の 6 第 1 項の規定による命令に違反した者	5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第 26 条第 2 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による命令に違反した者	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第 30 条第 6 号)	法第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30 万円以下の罰金
報告徴収に関する 不報告等 (法第 30 条第 7 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第 30 条第 8 号)	法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

7. 参考資料

7.1 届出様式記載例

様式第三十五号の二 (第十三条の三関係)

(第1面)

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等届出書に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: 電気工具、電気掃除機、扇風機等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号~第32号に定める機器)
地理の区分	保管のみ、 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地	事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号 事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇m ²
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	保管場所① 所在地:同上 面積:〇〇m ² 、最大高さ 5m 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~20号の機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	保管場所② 所在地:同上 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号~32号の機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	〇〇事業場、所在地:同上 限昇機(シュレッダー)、1台、〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力10t/日
沿革	処 理 場

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

届出者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住 所	
株式会社〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇	
法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所

備考

- この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 空欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

事業場や保管場所が複数ある場合などにより様式に書き切れない場合は別途一覧表を作成し添付するなど適宜対応いただきたい。

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等届出書に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変更する事項の内容(規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)	新	旧
代表取締役の変更 〇〇〇〇		□□□□
変更する事項の内容(規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住 所
変更の理由	代表者の新任選任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備考	1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の四 (第十三条の十一関係)

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等届出書に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	処分(再生を含む)の廃止
廃止の理由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備考	1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

※届出様式の入手及び記載に関しては、所管自治体にお問い合わせください。

7.2 帳簿の記載例 (4.関係)

①保管のみ (有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合)

受入

(H〇〇年〇〇月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	取扱方法	備考
機器混合 ^{※3}	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
パソコン、OA機器	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
携帯電話	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管	バッテリーを除去
機器混合	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
...		
...		
合計			〇〇kg		

搬出

(H〇〇年〇〇月)

搬出品目 ^{※1}	搬出先	搬出年月日	搬出量 ^{※2}	備考
小型家電	A社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
パソコン	I社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
携帯電話	U社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
業務用機器	E社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
バッテリー	O社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
...	
...	
合計			〇〇kg	

※1: 入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2: 受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3: 有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

②保管及び処分・再生 (有害使用済機器及び他の機器の混合物を受入し、破碎等処理後持ち出す場合)

受入

(H〇〇年〇〇月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合 ^{※3}	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	パソコン
パソコン、プリンター	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、解体、破碎	バッテリーを除去
携帯電話	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	バッテリーを除去
混合	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	バッテリー、蛍光管を除去
...			
...			
合計			〇〇kg			

持出

(H〇〇年〇〇月)

持出品目 ^{※1}	持出先	持出年月日	持出量 ^{※2}	備考
基板	カ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
アルミ	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
銅	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
鉄	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
ダスト	ク社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H〇〇.〇〇.〇〇	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
...	
合計			〇〇kg	

※1: 入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2: 受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3: 有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

見直そう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が非常に多い業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業資源循環協会では、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業資源循環協会における労働災害防止計画」を策定し、さまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動に取り組もう！

- 安全衛生管理体制を整備しよう
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保護具の適切な着用)を
実践しよう
- 安全衛生規程を作成しよう
- 安全衛生状況をチェックしよう
- ヒヤリ・ハット体験を共有しよう
- リスクアセスメント活動に参加しよう

安全衛生事業資料を活用しよう！

- 「産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン」
- 「産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析(第2版)」
- 「廃棄物収集作業マニュアル(第2版)」



セミナーや研修会に参加しよう！

- リスクアセスメント推進研修会
- 演習コース
平成30年7月19日(木) 午後
大江ビル13階
労働災害発生の予防的手段と位置付けられる
リスクアセスメントの演習を行います。
 - 規程作成体験コース
平成30年9月13日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使って「労働安全衛生規程」を
作成します。

- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー
- 基礎コース
平成30年11月15日(木) 午後
大江ビル13階
BCPの基本について、実例を交えながら
詳しく解説します。
 - 応用コース
平成31年1月17日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使ってBCPの文書を
作成します。

- 廃棄物収集作業向上研修会
- 平成31年3月8日(金) 午後
大江ビル13階
産業廃棄物処理業現業従事者やその管理者の
実務能力の向上を図ります。



「今日も一日ご安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

行政情報

環循適発第18033010号
環循規発第18033010号
平成30年3月30日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する 法律等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第23号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年環境省令第2号。以下「改正規則」という。）の施行については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

おって、平成30年3月16日付け環循適発第1803169号・環循規発第1803163号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第1項等）

1 運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条の4第5号イからハマまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の31の2）。

なお、令第2条の4第5号ル（8）に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものは含むこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

- 2 義務の対象者（規則第8条の31の3）
 - (1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。
 - (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。
- 3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第8条の31の4）
 - (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第8条の31の4第1号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。
 - ① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起こったとき
 - ② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき
 - (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第8条の31の4第2号）としては、例えば、次のような場合が考えられること。
 - ① 離島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
 - ② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
- 4 情報処理センターへの登録及び報告期限
情報処理センターへの登録及び報告の期限については、3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内とすること（規則第8条の31の6等）。ただし、適正処理の確保の観点から、原則としては即時に登録及び報告することが望ましいこと。
- 5 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画の記載事項（規則第8条の17の2第11号等）
 - (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。
 - (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否かは、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。
 - (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理組織使用義務者とならない旨を記載すること。

行政情報

- (4) あらかじめ規則第8条の31の4各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理由を記載すること。
- 6 電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合の措置
電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合は、当該管理票の備考・通信欄にその理由を記載すること（規則第8条の21第12号）。
- 7 罰則等の適用
- (1) 電子情報処理組織使用義務者が規則第8条の31の4各号に掲げる事項に該当しないにもかかわらず産業廃棄物管理票を交付した場合は、法第12条の6の勧告及び命令等の対象となり得ること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が電子マニフェストの使用（登録の場合）をするときに、虚偽の登録をした場合には罰則の適用があること（法第27条の2第9号）。

第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第12条の7等）

1 認定の基準（法第12条の7第1項及び第3項等）

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下第二において同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることができること。都道府県知事は、当該二以上の事業者が当該基準のいずれにも適合していると認めるときは、認定をされたいこと。なお、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とならないこと。

(1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準

当該二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が、当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、規則第8条の38の2各号のいずれかに該当すること。なお、親法人と孫法人（子法人が支配関係を有する法人）の関係は、議決権保有割合の要件を満たしていないことから認定の対象とならないこと。

(2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、規則第8条の38の3各号のいずれにも該当すること。なお、当該認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理については、共同して行う必要はなく、各事業者が、自ら処理又は他人に委託して処理するなど、通常の産業廃棄物として適正に処理する必要があること。

2 認定の申請に係る手続（法第12条の7第2項等）

- (1) 認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、規則様式第5号の2による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うこと（規則第8条の38の4）。当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請し、申請した全都道府県知事から認定を受ける必要があること。
- (2) 申請書には、法第12条の7第2項第1号に掲げる事項に加え、規則第8条の38の5第1項から第3項までの各号に掲げる事項を記載すること。また、同条第4項各号に掲げる書

ADMINISTRATION INFORMATION

類及び図面を添付すること。

3 認定の効果等

(1) 排出事業者責任（法第12条の7第4項）

法第12条の7第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第4項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなすこと。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができること。また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要となること。また、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(2) 報告徴収等（法第12条の7第5項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第5項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者全員を一の事業者とみなすこと。例えば、認定事業者に対し当該認定に関する報告徴収を行う場合には、認定事業者全員がその対象となること。この場合において、認定事業者の中に報告徴収を拒否する者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(3) 欠格要件（法第12条の7第6項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定（法第12条の7第6項各号に掲げる規定）の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象とすること。例えば、認定事業者の中に欠格要件に該当した者がいた場合、認定事業者のうち産業廃棄物処理業者の許可が取り消されるとともに、これを踏まえ法第12条の7第10項の規定に基づく当該認定の取消しがあったときは、認定事業者のうち他の事業者も不利益処分に該当し影響が及ぶこと。

4 変更の認定の申請に係る手続（法第12条の7第7項及び第8項等）

(1) 認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、規則第8条の38の6第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の4による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して申請し、当該都道府県知事の認定を受けなければならないこと。また、当該申請書には、認定証及び当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の6第2項）。ただし、登記事項証明書等の事前の取得が困難な書類を添付する場合には、基本的には書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付し、変更の認定の申請を行うこと。

(2) 二以上の都道府県知事から認定を受け、かつ、当該認定に係る変更の認定の申請書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該申請書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の6第3項各号に掲げる事項を通知すること。

5 軽微な変更の届出に係る手続（法第12条の7第9項等）

(1) 認定事業者が当該認定に係る事項の軽微な変更（規則第8条の38の7各号のいずれにも

行政情報

- 該当しないものに限る。)をしたときは、共同して、当該変更の日から10日（登記事項証明書の添付を必要とする場合には30日）以内に、規則第8条の38の8第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して届け出なければならないこと。また、当該届出書には、当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の8第2項）。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る軽微変更の届出書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の8第3項各号に掲げる事項を通知すること。
- 6 認定証の交付
- 都道府県知事は、法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定をしたときは、当該申請者に対し規則様式第5号の6による認定証を交付すること（規則第8条の38の9）。認定証に記載する認定番号は、8桁の英数字で構成し、左から3桁目までは、産業廃棄物処理業者に係る許可番号の取扱いに準じて都道府県番号とし、右から4桁は、都道府県において自由に使える番号とし、左から4桁目は、法第12条の7第1項の認定であることを示す文字として、「S」を用いること。
- 7 認定の取消し等
- 認定事業者が規則第8条の38の2又は第8条の38の3に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定事業者が法第12条の7第7項又は第9項の規定に違反したときは、当該認定の取消しを行うことができること（法第12条の7第10項）。
- 8 廃止の届出（令第6条の7の2等）
- (1) 認定事業者が当該認定に係る収集、運搬若しくは処分の全部又は一部を廃止したときは、共同して、当該廃止の日から10日以内に、規則第8条の38の10第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。当該認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合には、当該届出書に、認定証を添付すること。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る廃止の届出書を提出していない都道府県知事がある者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の10第3項各号に掲げる事項を通知すること。
- 9 認定に係る収集運搬に係る表示及び認定証の写しの備え付け（規則第7条の2及び第7条の2の2）
- 認定事業者が運搬車を用いて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び規則第7条の2の2第1項第4号に掲げる事項を車体の両側面に同条第3項の規定により鮮明に表示し、かつ、当該運搬車に認定証を備え付けておくこと（複数の都道府県知事から認定を受けた認定事業者にあっては、全ての認定番号を表示するとともに、全ての認定証を備え付けること）。なお、表示すべき名称及び認定番号が著しく多い場合は、当該事項については90ポイント以下の大きさの文字及び数字で表示しても差し支えないこと。また、当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を船舶を用いて行う場合にも、基本的には同様であること。

ADMINISTRATION INFORMATION

10 帳簿の記載・保存義務（令第6条の4等）

認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、これを保存すること。

11 報告（規則第8条の38の11）

認定事業者は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、規則第8条の38の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の7による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出すること。

12 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県知事が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。ただし、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越えて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る認定に関する事務は、当該都道府県知事が行うこと。この場合においても、政令市の区域内で積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、当該区域を管轄する指定都市の長等の認定を受けなければならないこと。

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1）。

13 場外保管の届出の適用除外

当該認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の規定による保管の届出を要しないこと（規則第8条の2の2第3号）。

14 その他

当該認定に係る事務の手数料の標準については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）で定めたこと。

第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け（法第14条の2第4項等）

1 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者及び産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者は、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと（法第14条の2第4項、法第14条の5第4項及び法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。））。

2 通知は、当該処理を終了していない産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者等の全てに対し、当該事業の全部若しくは一部を廃止した日又は許可を取り消された日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと（規則第10条の10の4及び第10条の10の6並びに環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条等）。

行政情報

通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを保存すること（規則第10条の10の5及び第10条の10の7等）。

3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第29条第4号及び第5号）。

第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があった場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができることを明確化したこと。

第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第17条の2等）

1 有害使用済機器の保管等に関する届出等（法第17条の2第1項等）

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下第五において同じ。）を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。

(1) 有害使用済機器

有害使用済機器とは、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」（法第17条の2第1項）であり、具体的には令第16条の2に規定する機器であること。

「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあっては、使用を終了していると解して差し支えないこと。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。

「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合は、「収集された」こととはならないこと。

(2) 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者（規則第13条の2）

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行われる処分を含む。）を業として行おうとする者が規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合に限られること。したがって、有害使用済機器の保管等を行う者が、規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合には届出を要しないが、このいずれにも該当しない場合には当該保管等に係る届出を要することとなり、一の者であっても有害使用済機器の保管等の状況次第で届出の要否が異なること。なお、令第16条の2各号に掲げる機器が廃棄物となったものの処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含むものと解して差し支えないこと。

(3) 届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管又は処分を開始する日の10日前ま

ADMINISTRATION INFORMATION

で、規則第13条の3第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の2による届出書を都道府県知事に提出して届出を行わなければならないこと（規則第13条の3第1項）。また、当該届出書には、規則第13条の3第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること（規則第13条の3第2項）。

(4) 変更の届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更の日の10日前までに、規則第13条の4第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の3による届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項）。当該届出書には、当該変更に係る場所又は施設に関する規則第13条の3第2項第1号から第5号までに関する書類及び図面を添付すること（規則第13条の4第2項）。ただし、当該変更規則第13条の3第1項第1号又は第8号の事項の変更がある場合には、当該変更に係る規則第13条の3第2項第4号又は第6号から第8号までの書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した上記届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項ただし書）。

2 保管及び処分に関する基準

有害使用済機器保管等業者は、令第16条の3各号（規則13条の5等を含む。）で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないこと（法第17条の2第2項）。なお、処分の一部として保管が行われる場合には、当該保管については、令第16条の3第1号に規定する保管基準に従う必要があること（令第16条の3第1号）。

3 廃止の届出

有害使用済機器保管等業者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、規則第13条の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の4による届出書を都道府県知事に提出して行うこと（令第16条の4及び規則第13条の11）。

4 有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等に関する帳簿を備え付け、規則第13条の12第1項の表に掲げる事項を記載すること。また、当該帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに記載を完了することとし、1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存すること（規則第13条の12）。

5 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者についての規定の準用

都道府県知事による報告の徴収（法第18条第1項）、立入検査（法第19条第1項、第3項及び第4項）、改善命令（法第19条の3（第1号及び第3号を除く。））並びに措置命令（法第19条の5第1項（第2号から第4号までを除く。）及び第2項）の規定について、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用すること（法第17条の2第3項）。

6 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関して、都道府県知事が行うこととされている事務は、指定都市の長等が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。

行政情報

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関して、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1）。

7 罰則の適用

有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者のうち、以下の者に対して、それぞれ罰則の適用があること。

- (1) 有害使用済機器に係る措置命令違反（法第25条第1項第5号）
- (2) 有害使用済機器に係る改善命令違反（法第26条第2号）
- (3) 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反等（法第30条第6号）
- (4) 有害使用済機器に係る報告徴収及び立入検査の違反（第30条第7号及び第8号）

8 経過措置

この法律の施行の際現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、施行日から6月を経過する日（平成30年10月1日）までの間は、法第17条の2第1項の規定による届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができること（改正法附則第3条）。

9 不適正処理の防止

8の者については、速やかに有害使用済機器の保管及び処分の基準への適合等の対応がなされることが期待されるが、一部の者は、当該基準に従った保管又は処分が困難であるとの判断等により事業が廃止される場合が想定される。この場合、排出先や処分先が確保されない有害使用済機器について、当該基準に従わない不適正な保管又は処分や、廃棄物として不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、改正法の施行後、当面の間は、こうした事態の発生に十分注意して対応されたいこと。

10 その他

1から9までに掲げる事項のほか、有害使用済機器の保管等に関する届出制度の詳細については、別途「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照されたいこと。

第六 事業の廃止等に伴う措置（法第19条の10）

1 一般廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第19条の10第1項）

法第19条の10第1項各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない一般廃棄物（法第19条の10第1項各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときは、市町村長（法第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣）は、必要な限度において、法第19条の10第1項各号に掲げる者に対し、一般廃棄物処理基準に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたこと。

2 産業廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第19条の10第2項）

法第19条の10第2項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない産業廃棄物（法第19条の10第2項各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときは、都道府県知事（法第15条の4の4第1項の認定を受けた者については、環境大臣）は、必要な限度において、法第19条の10第2項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることと

ADMINISTRATION INFORMATION

したこと。

「その他必要な措置」とは、産業廃棄物処理基準に従った保管をするために必要な措置をいい、自ら処分をすることまでは求めるものではないこと。

3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第26条第2号）。

第七 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ（法第27条の2）

産業廃棄物管理票及び電子マニフェストの使用に係る罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げたこと。

第八 施行期日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等）

1 改正法の施行期日は平成30年（2018年）4月1日としたこと。

2 ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は平成31年（2019年）4月1日とし、電子マニフェストの一部義務化関係の規定は平成32年（2020年）4月1日等としたこと。

第九 その他

1 再生利用認定制度に係る役員の変更の届出期間等（規則第6条の6の3等）

再生利用認定制度に係る役員の変更の届出について、その提出期限を役員に変更があった日から30日以内にするるとともに、届出書に登記事項証明書の添付を求めることとしたこと。

2 様式の改正等

上記第一、第二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第2号の13については、平成31年度と平成32年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。

行政情報

環循規発第18033022号
平成30年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る 許可番号等取扱要領について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、かねてから標記要領に基づく付与手続をお願いしているところであるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が創設されたことを受け、平成28年2月1日付け環廃産発第1602013号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「旧取扱要領」という。）による許可番号付与に係る手続に関連して、当該特例の認定番号付与に係る手続を整理する必要がある。このため、今般、当該認定番号付与事務の円滑化及び効率化等を図るべく旧取扱要領を別添のとおり改正し、「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「新取扱要領」という。）とするので、その取扱いについて了知されたい。

おって、「新取扱要領」は平成30年4月1日より施行し、「旧取扱要領」は同日をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ADMINISTRATION INFORMATION

別添

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る 許可番号等取扱要領

1. 目的

本取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づき、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「業」という。）を行おうとする者から許可の申請等がなされた場合における許可番号の取扱いを定めるとともに、法第12条の7第1項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例について当該二以上の事業者から認定の申請等がなされた場合における認定番号の取扱いを定めることにより、許可番号及び認定番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、もって業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）及び当該認定を受けた者（以下「認定業者」という。）の適切な管理に資することを目的とする。

2. 許可番号の内容

(1) 業の許可

業の許可の際に、許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

① 許可番号は、11桁の数字で構成するものとする。

② 許可番号の構成は次のとおりとする。

・ 1～3桁目

別紙1に掲げる都道府県及び法第24条の2第1項で規定する政令で定める市（以下「都道府県市」という。）の固有番号（以下「都道府県市番号」という。）。

・ 4桁目

③で示す業の種類を示す番号

・ 5桁目

都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

・ 6～11桁目

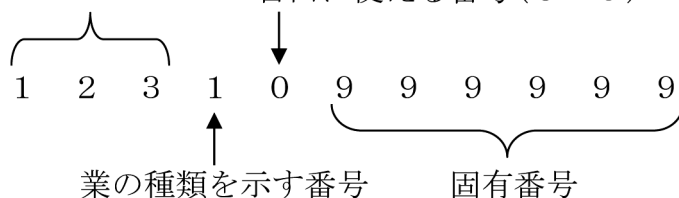
許可業者に付与する全国統一の番号（以下「固有番号」という。）

（許可番号の例）

都道府県市番号

都道府県市において

自由に使える番号(0～9)



行政情報

③ 業の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

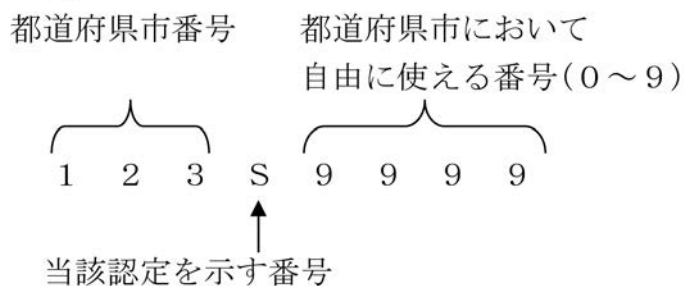
産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

(2) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の際に、認定証に付す番号（以下「認定番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 認定番号は、8桁の英数字で構成するものとする。
- ② 認定番号の構成は次のとおりとする。
 - ・ 1～3桁目
別紙1に掲げる都道府県市番号
 - ・ 4桁目
法第12条の7第1項の規定に基づく認定であることを示す文字として「S」
 - ・ 5～8桁目
都道府県市において、認定業者の分類等に自由に使える番号（許可番号の6～11桁目と異なり、固有番号ではない。）

（認定番号の例）



ADMINISTRATION INFORMATION

3. 固有番号の取扱い

固有番号は、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① いずれかの都道府県市において、最初に業の許可を行った時点で、固有番号を付与するものとし、既に固有番号を付与している許可業者に対して、新たな固有番号を付与しないこと。
- ② 一度付与した固有番号は、変更許可若しくは更新許可を行った場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。
- ③ 業の全部廃止若しくは許可の失効又は許可取消処分により、全ての都道府県市において業が行われなくなった場合、当該固有番号は失効するものとし、その後は欠番として扱うものとする。

4. 許可番号の交付等の手順

業の許可申請者（以下「申請者」という。）等が、いずれの都道府県市においても許可を受けておらず初めて固有番号を付与する場合は（1）、既にいずれかの都道府県市で業の許可を受け固有番号を有している場合は（2）、廃止又は許可取消処分等により業を行わなくなった場合は（3）により、それぞれ交付等の手続きを行う。

申請者が既に固有番号を有しているか否か不明の場合は、当該申請者にその旨を直接問い合わせるとともに、環境省が管理する産業廃棄物行政情報システム（以下「システム」という。）で確認すること。

(1) 初めての申請の場合（別紙2の1参照）

申請時において、申請者がいずれの都道府県市においても許可を受けておらず、当該申請者に対して初めて固有番号を付与する場合は、以下のとおりとする。ただし、当該都道府県市において業の許可を有しない者であっても、他の都道府県市において既に許可を有しており、従って既に固有番号を有している場合があるので十分留意すること。

- ① 都道府県市は、業の新規許可申請を受理後、欠格事由に関する照会等の事務を実施する前の段階で、申請者に関する情報を端末からシステムへの直接入力若しくは所定のCSV（Comma Separated Values）形式ファイルの送信によりシステムに登録する。申請者に関する情報とは、法人においては業者名、代表者名、住所及び会社法人等番号とし、個人においては氏名、住所、生年月日及び本籍地の住所とする。
システムに情報を登録する際、類似の法人名又は個人名等の既存の許可業者で同一のものと判断されるおそれのあるものについては、別法人又は個人である旨をシステムの登録ページにある備考欄に記入すること。（記入例：今回申請の法人（個人）○×は、固有番号○○△△××の法人（個人）○×とは別法人です。）
- ② 都道府県市が①により登録した後、環境省はシステムにより二重登録の有無などを審査し、申請者に対して固有番号を付与することが適当であると認めた場合には、申請者に対して固有番号を付与し、その旨をシステムにより都道府県市へ連絡する。
- ③ 都道府県市は、審査を経て固有番号に都道府県市番号等を付加して11桁とした許可番号により許可証を交付した場合、許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日について、システムへの登録を行う。
- ④ 都道府県市は、審査により許可をすることが適当でないと判断し、当該申請を不許可処

行政情報

分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する（別紙2の4参照）。

（2）既に固有番号を有している許可業者の申請等の場合

① 当該都道府県市で許可番号を有していない場合（別紙2の1参照）

都道府県市は、当該都道府県市において業の許可を有しないが既に固有番号を有している者からの業の新規許可申請があった場合は、以下のとおりとする。

ア 当該申請に対して許可を行った場合は、固有番号に都道府県市番号等を付加した許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日を、システムへ登録する。

イ 審査により許可を出すことが適当でないと判断し、当該申請を不許可処分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する。

② 当該都道府県市で許可番号を有する場合（別紙2の2参照）

都道府県市は、当該都道府県市において既に許可を有している者について、業の更新若しくは変更の許可（業の種類の変更を伴うものに限る。）又は届出の受理を行った場合は、以下のとおりとする。

ア 更新の許可を行った場合

許可年月日、有効期間の満了の日及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準に適合する旨の認定（以下「優良認定」とする。）の有無についてシステムに登録されている情報を更新する。なお、これまで優良認定を受けた許可業者（以下「優良認定業者」とする。）の情報については、所定の様式により環境省への報告をお願いしてきたところであるが、今後は「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施している優良認定業者については、優良認定の有無等についてシステムへ登録することにより、その作業を省略することができることとする。ただし、「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施していない優良認定業者については従前の例によることとする。

イ 変更の許可を行った場合（業の種類の変更を伴うものに限る。）

システムを利用して許可番号の変更を登録する。

ウ 変更届を受理した場合

法人においては、業者名、代表者名、住所又は許可番号、個人においては氏名、住所又は許可番号のいずれかの事項が変更された場合に限り、その旨をシステムに登録する。

③ 当該業者が複数の都道府県市でそれぞれ異なる固有番号を付与されているなど、複数の固有番号を有していることが判明した場合は、最も古い統一番号に統一するのが原則である。しかし、固有番号の変更は、許可権者である都道府県市において許可証の修正などの作業が発生すること、当該許可業者において車両の表示等の変更を要することから、固有番号を統一する際は、関係する都道府県市及び当該業者と十分調整の上、その結果を環境省へ連絡すること。

（3）業の廃止等の場合（別紙2の3参照）

固有番号を有する許可業者が業の廃止を行った場合等は、以下のとおりとする。

① 都道府県市は、当該都道府県市において許可番号を有する者が、業の全部廃止により、許可業者としての事業活動を行わなくなった場合、当該業者の許可番号及び廃止の年月日

ADMINISTRATION INFORMATION

について、システムへ登録する。

- ② 都道府県市は、許可取消処分を実施した場合においては、システムにより当該処分の内容を登録する。なお、これにより、他の都道府県市及び環境省への連絡とする。
- ③ 都道府県市は、更新許可を申請せずに業の許可を失効した業者の情報について、システムの機能を利用して許可情報の状態を失効へと変更すること。この作業は月に1回以上の頻度で実施することとする。

5. 登録等に関する留意事項

(1) 共通事項

氏名、住所等で常用漢字以外の漢字を使用する場合や漢字の読み方が特殊な場合には備考欄に読み仮名を記載することとし、必要に応じJISコードを付記すること。

(2) 氏名、住所等

- ① 許可業者が個人の場合にあっては、住民票に記載された氏名を記入すること。
- ② 許可業者が法人の場合にあっては、登記事項証明書の謄本に記載された社名、代表者名を記入すること。また、株式会社、有限会社等の名称は省略せずに記載すること。((株)、(有) は使用しないこと。)。
- ③ 住所は住民票、登記事項証明書の謄本に記載された住所を必ず都道府県から記入すること。

(3) 登録の頻度等

- ① システムへの登録は、各都道府県市がシステムの登録データを有効利用できるよう、週に1回程度行うこと。
- ② システムによる情報の登録方法の詳細については別途定めることとする。

行政情報

別紙 1

都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	川崎市	057
札幌市	051	横須賀市	058
函館市	052	新潟市	059
小樽市	053	金沢市	060
仙台市	054	岐阜市	061
千葉市	055	静岡市	062
横浜市	056	浜松市	063

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
名古屋市	064	相模原市	098
京都市	065	西宮市	099
大阪市	066	倉敷市	100
堺市	067	さいたま市	101
東大阪市	068	奈良市	102
神戸市	069	川越市	103
姫路市	070	船橋市	104
尼崎市	071	岡崎市	105
和歌山市	072	高槻市	106
広島市	073	—	107
呉市	074	青森市	108
下関市	075	八王子市	109
北九州市	076	盛岡市	110
福岡市	077	柏市	111
大牟田市	078	久留米市	112
長崎市	079	—	113
佐世保市	080	前橋市	114
熊本市	081	大津市	115
鹿児島市	082	高崎市	116
岡山市	083	—	117
宇都宮市	084	豊中市	118
富山市	085	那覇市	119
秋田市	086	枚方市	120
郡山市	087	越谷市	121
大分市	088	八戸市	122
松山市	089	—	123
豊田市	090	福島市	124
福山市	091	川口市	125
高知市	092	八尾市	126
宮崎市	093	明石市	127
いわき市	094	鳥取市	128
長野市	095	松江市	129
豊橋市	096		
高松市	097		

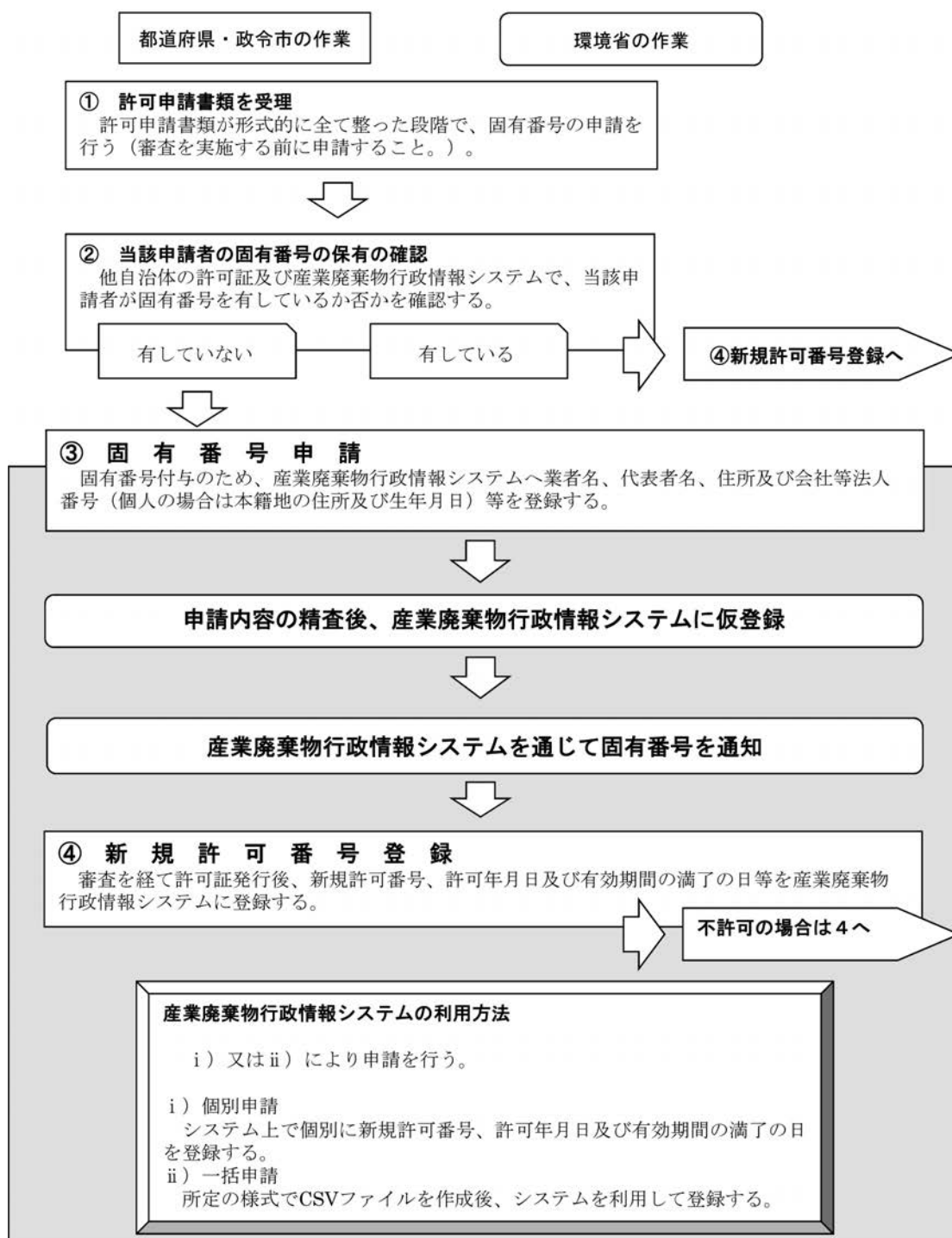
注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙 2

許可番号等登録手順

1. 新規申請の場合



行政情報

2. 許可情報に変更があった場合

許可番号変更登録

業者名、代表者名、許可番号、住所に変更が生じた場合及び更新許可をした場合（優良基準適合認定した場合も含む）、変更内容を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

- i) 又は ii) により申請を行う。
- i) 個別申請
システム上で個別に変更事項を入力し、登録する。
 - ii) 一括申請
定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して登録する。

	登録内容
変更届	業者名、代表者名、住所、許可番号
更新許可	許可年月日、有効期間の満了の日、優良認定の有無
変更許可	許可番号 (変更を伴う場合のみ)



産業廃棄物行政情報システムに登録

3. 許可の廃止等の場合

許可番号廃止報告

業の全部廃止、許可の失効又は許可取消処分等により許可を廃止した場合、廃止年月日及び処分理由等を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

- i) 又は ii) により申請を行う。
- i) 個別申請
システム上で個別に許可を廃止等する旨を入力する。
 - ii) 一括申請
所定の様式でCSVファイルを作成後、システムを利用して登録する。
※ただし、行政処分情報については一括申請ができない。



産業廃棄物行政情報システムに登録

ADMINISTRATION INFORMATION

4. 許可申請を不許可処分した場合

不許可情報登録

審査の結果、許可を出すことが不相当と判断した場合は、産業廃棄物行政情報システムへ固有番号と不許可処分の理由等を登録する。

**産業廃棄物行政情報システムを利用する場合**

個別申請のみ利用可能

システム上で個別に不許可処分に関する情報を入力し登録する。

**産業廃棄物行政情報システムに登録**

行政情報

環循規発第18033028号
平成30年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

行政処分の指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号をもって通知した「行政処分の指針について（通知）」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）等が平成30年4月1日より施行されること等を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の指針」を取りまとめたので通知する。

おって、平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ADMINISTRATION INFORMATION

環循規発第18033029号
平成30年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成25年3月29日付け環産発第13032910号をもって通知した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）等が平成30年4月1日より施行されること等を踏まえ必要な内容の見直しを行い、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて下記のとおり要領を定めたので通知する。これらの許可等に当たっては、当該要領に十分留意の上、厳格な運用に努められたい。

おって、平成25年3月29日付け環産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

1 許可の申請

申請に係る事業の範囲は、収集運搬業にあつては積替えの有無及び取り扱う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるか否かを含む。以下同じ。）により、処分業にあつては中間処理又は最終処分の区分及び焼却処分、埋立処分等の中間処理又は最終処分の内容並びに取り扱う産業廃棄物の種類により示されるものであることから、許可の申請はその区分に従って行われるものであること。このうち、取り扱う産業廃棄物の種類については、申請に係る施設によっては取り扱うことができない性状の産業廃棄物があることに留意し、必要に応じて、例えば「汚泥（含水率何パーセント以下の無機性のものに限る。）」のように限定するものであること。

行政情報

具体的な申請書の記載については、後述する許可証の記載の例によるものとする。

2 許可の性質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項及び第10項並びに第14条の4第5項及び第10項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 施設に係る基準

- (1) 申請に係る施設について、その構造が当該施設において取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。その際、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条及び第12条の2に規定する技術上の基準（以下単に「技術上の基準」という。）を参考とされたいこと。
- (2) 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権限を有していることを確認すること。

4 経理的基礎

- (1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
なお、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産に関する注記について確認すること。
- (2) 申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
- (3) 「事業の開始に要する資金の総額」とは、事業の開始及び継続に必要なと判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料、事業の開始及び継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用などが含まれるものであること。

ADMINISTRATION INFORMATION

なお、抵当権等の登記を抹消する費用の妥当性を判断する方法としては、事業の用に供する不動産の登記簿謄本（「表題部」、「権利部（甲区）」及び「権利部（乙区）」）を確認し、所有権以外の登記がある場合には、その抹消の必要性及び抹消に係る費用について確認する方法があること。

- (4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益（当期純利益をいう。（6）において同じ。）をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。
- (5) 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。
- (6) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること（申請に係る事業について適切な収益が見込まれない場合にあっては、廃棄物処理部門あるいは企業全体として適切な収益が見込まれること）が望ましいものと考えられるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。
 - ① 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。
 - ② 中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていることなどを確認すること。
 - ③ 利益が計上できているか否かについては、原則として、過去3年間程度の損益平均値をもって判断するが、欠損である場合であっても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ④ 自己資本比率が10パーセントを超えていない場合であっても、少なくとも債務超過の状態でなく、かつ、持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ⑤ 多額の設備投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。
 - ⑥ 申請に係る事業の規模が大きい場合や申請者の自己資本に比して多額の設備投資を要するなど、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれるかの確認が特に必要と認める場合の確認方法としては、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類として、設備投資に要する資金の額が当該申請者の資金調達額と当期純利益の合計額を超えないか否かについて確認できる事業収支計画書の提出を求める方法などがあること。

なお、申請に係る事業について、その将来の見通しについて適切な収益が見込まれない場合や審査対象を当該申請に係る事業のみの将来の見通しに限定することが不適当な場合は、適宜、審査対象を廃棄物処理部門又は事業全体に係る将来の見通しに拡大することが可能であること。

また、当期純利益とは、申請者の事業全体の当期純利益ではなく、当該申請に係る事業

行政情報

の当期純利益をいい、その算出に当たっては一般管理費や各種税金等の申請に係る事業のみからでは算定できない費用について、申請者の事業全体に係るこれらの費用から対象とする事業範囲に応じて按分して算出すること。

- ⑦ 維持管理積立金、各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払いが履行されていない場合、当該法人の経理的基礎に疑義があると解されることから、これらの義務的支払いが履行されていないとの情報を入手した場合には、⑥に準じた方法により慎重に経理的基礎を判断すること。
- ⑧ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。
- ⑨ 7で後述する優良産廃処理業者については、産業廃棄物処理業者として有するべき経理的基礎及び優良基準における財務体質の健全性に係る基準の双方を満たしている必要があること。

5 欠格要件

(1) 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行い、該当する場合は速やかに不許可処分を行うこと。また、更新許可の場合においては、速やかに従前の許可の取消しを行うこと。法第14条第3項、同条第8項、第14条の4第3項又は同条第8項の規定に基づき許可の有効期間の満了後にその効力が継続する場合も同様であること。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、(6)に関する場合を除き、法第23条の5の規定に基づき行うものであること。

(2) 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

申請者から提出された、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）により、該当する事由の有無について調査すること。

(3) 破産者に関する欠格要件

申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あてに照会を行うことなどにより、該当する事由の有無について調査すること。申請者が法人である場合には、商業登記簿により該当する事由の有無を調査すること。

(4) 刑罰に関する欠格要件

法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号ロ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

- ① 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。
- ② 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。
- ③ 申請者が外国人である場合、昭和以降生まれの者については、本人の居住地を管轄する

ADMINISTRATION INFORMATION

地方検察庁あて、大正以前生まれの者については、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

- ④ 申請者が外国法人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

なお、地方検察庁への照会は、平成18年3月15日付け環廃産発第060315004号本職通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」に添付された様式によって行うこと。

(5) おそれ条項

法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに法第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号トの規定（以下「おそれ条項」という。）は、法第7条第5項第4号イからへまで及び法第14条第5項第2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者について、許可をしてはならないとの趣旨であること。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして考えられること。

- ① 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者
- ② 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除き、以下「暴力団対策法」という。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- ④ 法第7条第5項第4号ハに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- ⑤ 収集運搬業者が道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して廃棄物の過積載を行い、又は処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記⑥に該当すると解して差し支えないこと。）
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）
- ⑦ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力

行政情報

団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画し、参加し、若しくは援助している者)

⑧ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者
(6) 暴力団員等に関する欠格要件

- ① 新規又は更新の許可をするときは、法第23条の3第1項の規定により、法第14条第5項第2号口からへまでに該当する事由の有無について、当該都道府県の区域を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴取すること。
- ② 警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第6号、第8号、第12号又は第14号の写しを添付することにより、文書で行うこと。
- ③ 警察本部長からは、該当する事由の有無について、文書で意見が陳述されること。
- ④ 意見陳述がなされた場合にあっては、おおむね3ヶ月ごとに別紙2により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

6 許可の条件

法第14条第11項又は第14条の4第11項の生活環境保全上必要な条件は、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について、付すものであること。具体的には、例えば、収集運搬業については、その運搬経路又は搬入時間帯を指定すること、中間処理業については、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられること。

7 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の趣旨

本制度は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進するためのものであること。

(2) 制度の概要

本制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものであること。

(3) 制度の詳細

本制度の詳細については、以下のマニュアル等を参照されたいこと。

- ① 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成）
- ② 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルQ & A集（平成23年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成）

8 有価証券報告書の提出

申請者が規則に定める経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済

ADMINISTRATION INFORMATION

額を証する書類)並びに定款又は寄付行為及び登記簿の謄本に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を申請書に添付することができること。この際、有価証券報告書には、金融商品取引法に基づき、その記載事項として連結財務諸表が含まれ、また、定款、計算書類の添付が定められており、有価証券報告書の当該部分のみの写しを添付することとして差し支えないこと。

また、申請者が優良産廃処理業者であってその許可の更新を受けようとする者である場合において、有価証券報告書を添付するときには、直前の2事業年度における有価証券報告書を申請書に添付する必要があること。

9 先行許可証の提出

申請者が規則に定める住民票の写し等の添付書類に代えて先行許可証(規則第9条の2第5項に規定する許可証をいう。以下同じ。)を提出した場合、申請者及び都道府県の事務の合理化を図るため、住民票の写し等の添付書類は原則として省略させること。ただし、添付書類の省略は、都道府県知事の判断によりできるものとされていることから、都道府県において人的要件について審査する必要が認められる場合には、添付書類を省略させないことももとより可能であること。

その具体的取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 住民票の写し等の代用となる許可証は、下記許可に係るものに限ること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可(法第14条第1項)
- ・産業廃棄物処分業の許可(法第14条第6項)
- ・産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の2第1項)
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第14条の4第1項)
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第14条の4第6項)
- ・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の5第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の許可(法第15条第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可(法第15条の2の6第1項)

(2) 対象となる許可証等

- ① 先行許可証として用いることができる許可証は平成12年10月1日以降に住民票の写し等を添付して受けた許可に係るものに限ること。
- ② 先行許可証として用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間に限ること。したがって、産業廃棄物処理施設の許可については、有効なものであっても、許可の日から5年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできないこと。

また、先行許可の更新の申請の際に当該先行許可証の提出をもって、住民票の写し等に代えることはできないこと。

なお、変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から5年間となるものであること。

- ③ 住民票の写し等の添付をして受けた許可及び住民票の写し等の添付を全部又は一部省略して受けた許可に係る許可証について、許可証の交付時に規則様式に従い、添付省略の有

行政情報

無欄に確実に有無の印を付すこと。

- ④ 許可証は、一定の公証力を有するほか、委託契約の締結時に必要とされるものであることにかんがみ、提出後申請者に速やかに返還する必要があると考えられるので、許可申請時に許可証の提出を受けた場合には、その場で複写するなどした上で、直ちに返還されたいこと。

(3) 省略することができる書類

先行許可証の提出により添付を省略することができる書類は以下のとおりであること。

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条第1項）
規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
- ② 産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）
規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ③ 産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の2第1項）
 - ア 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
 - イ 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条の4第1項）
規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
- ⑤ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（法第14条の4第4項）
規則第10条の16第2項において準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ⑥ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の5第1項）
 - ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の22第2項で準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
 - イ 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の22第3項で準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ⑦ 産業廃棄物処理施設の許可（法第15条第1項）
規則第11条第6項に掲げる書類のうち第10号から第15号までに掲げる書類
- ⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可（法第15条の2の6第1項）
規則第12条の9第3項第7号に掲げる書類のうち規則第11条第6項第10号から第15号までに掲げる書類
- ⑨ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請（法第15条の4において準用する法第9条の5第1項）
規則第12条の11の12第2項第6号から第11号までに掲げる書類
- ⑩ 合併又は分割の認可の申請（法第15条の4において準用する法第9条の6第1項）
規則第12条の11の13第2項第2号ハからトまでに掲げる書類及び同項第3号ハからホま

ADMINISTRATION INFORMATION

で掲げる書類

- ① 相続の届出（法第15条の4において準用する法第9条の7第2項）
規則第12条の12第2項第2号及び第5号から第7号までに掲げる書類

(4) その他留意事項

- ① 建設現場で建設廃棄物の中間処理を行う場合など、複数の企業からなる共同企業体（JV）の構成員が、共同して産業廃棄物処理施設の設置の許可を申請する場合、共同企業体の構成員が単独で又は別の共同企業体の構成員として受けた先行許可があれば、住民票の写し等の全部又は一部に代えてそれぞれの先行許可証を提出させることができることとする。
- ② 廃棄物処理施設の設置が短期間にとどまり、設置許可を受けてから5年を経過せずに当該許可が廃止される場合など、既に廃止された先行許可に係る先行許可証であっても、住民票の写し等の全部又は一部に代えることができること。この場合には、当該先行許可の廃止以降において役員等の変更がされているか否かを登記簿謄本等により確認し、役員等の変更があったときは新役員等の身分について確認を行う必要があるため、新役員等について住民票の写し等の添付をさせて所要の審査を行われたいこと。
- ③ 通常の許可申請に係る手続において、申請者の事務負担の軽減を図るため、住民票の写し等について複写書類によることを認めても差し支えないこと。

10 許可証の交付

- (1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第7号、第7号の2、第9号及び第9号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるように、次の例により行うこと。なお、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明記すること。
 - ① 燃え殻の場合
燃え殻（判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 - ② 含水率85%以下の汚泥の場合
汚泥（含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 - ③ 廃プラスチック類、紙くず及びゴムくずの場合
廃プラスチック類、紙くず及びゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 - ④ 廃プリント配線板の場合
廃プラスチック類及び金属くず（廃プリント配線板を含む。）
 - ⑤ 令第6条第1項第3号イ（6）に掲げる産業廃棄物の場合
がれき類
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第13号、第13号の2、第15号及び第15号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する特別管理産業廃棄物の種類の具体的記載については、次の例により行うこと。
 - ① 燃焼しやすい廃油の場合
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

行政情報

- ② 著しい腐食性を有する廃酸の場合
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ③ 著しい腐食性を有する廃アルカリの場合
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ④ 感染性産業廃棄物の場合
感染性産業廃棄物
- ⑤ 廃PCB等の場合
廃PCB等
- ⑥ 廃石綿等の場合
廃石綿等
- ⑦ 水銀を含むばいじんの場合
ばいじん（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものであって、水銀回収義務がないものに限る。）
- ⑧ トリクロロエチレンを含む廃油の場合
廃油（トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ⑨ カドミウムを含む廃酸の場合
廃酸（カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ⑩ シアン化合物を含む汚泥の場合
汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

（注1）①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものであってカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

（注2）①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物又はそれらと同じ種類の産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

（3）許可証の「許可の条件」の欄は法第14条第11項及び第14条の4第11項の「生活環境の保全上必要な条件」を記載するものであり、許可証の「事業の範囲」に記載すべき内容を「許可の条件」として記載してはならないこと。

（4）許可番号

許可の事務を全国的に統一するとともに、許可の審査並びに産業廃棄物処理業者に対する行政処分及び指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換に資するため、平成30年3月30日環境省令第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について」（以下「許可番号等通知」という。）に定めるところにより、全国統一的な許可番号を付するものとする。

（5）法第14条第3項及び第9項の規定により従前の許可がその有効期間の満了後も申請に対する処分がされるまでの間、効力を有するときに、更新の許可を行うときは、許可証の「許可

ADMINISTRATION INFORMATION

の年月日」は、実際に更新の許可を行う日を記載し、「許可の有効年月日」の欄には、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算して5年以内の日を記載すること。

11 許可証の書換え

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出をする場合において、許可証の記載事項に変更があった場合には、当該許可証の書換えを受けることができること。

12 許可証の返納

- (1) 法第14条第2項若しくは法第14条の4第2項の規定による許可の更新を行う場合、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定による変更の許可を行う場合又は許可証を破り若しくは汚した場合等に新たな許可証を交付する場合は、従前の許可証は返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見した場合も当該許可証を返納させるものとする。
- (2) 処理業者が事業の全部を休止若しくは廃止する場合、法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止若しくは許可の取消しを行う場合又は許可が失効した場合は、許可証を返納（事業の休止又は許可の停止の場合は、休止又は停止期間中の一時返納）させるものとする。また、令第27条第1項の規定により指定都市の長等の許可が失効した場合も当該指定都市の長等の許可に係る許可証を返納させるものとする。

13 台帳の整備

次の事項を処理業者ごとに記載した産業廃棄物収集運搬業者台帳、産業廃棄物処分業者台帳、特別管理産業廃棄物収集運搬業者台帳及び特別管理産業廃棄物処分業者台帳を作成し、これを保管すること。

- (1) 許可番号
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに電話番号（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (3) 許可（新規、更新、変更）年月日
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の範囲
- (6) 許可の条件
- (7) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (8) 行政処分の状況

14 その他

- (1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。
- (2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、

行政情報

収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

- (3) 法第20条の2の廃棄物再生事業者の登録を受けた者であっても、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受ける必要があること。
- (4) 建設工事を発注者甲から請け負った乙が、建設工事に伴って生ずる産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者丙に行わせる場合は、法第21条の3第1項の規定に基づき乙は産業廃棄物の排出事業者該当し、丙は産業廃棄物の処理業者に該当することとなるので、このことを関係業者に周知徹底させるとともに、必要となる産業廃棄物処理業の許可事務を執行すること。
- (5) 新たに政令市が設置された場合において、事業場の所在地が当該市にある産業廃棄物処分の許可については、許可権者が都道府県知事から政令市長に移行するものとする。なお、事業場の所在地が当該市のみである場合にあっては、都道府県知事の許可は失効するものであること。

第2 産業廃棄物処理施設の許可について

1 許可の申請

(1) 設置の場所等

法第15条第2項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書の記載方法については、次のとおりとすること。

- ① 第2号の「設置の場所」には、施設を設置することを予定している場所の住所を記載すること。
- ② 第3号の「施設の種類の」には、令第7条に規定された施設の区別を記載すること。
- ③ 第4号の「処理する廃棄物の種類」には、法第2条第4項及び令第2条に規定された産業廃棄物及び令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。なお、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明記すること。
- ④ 第5号の「処理能力」には、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらに乗じて得た1日当たりの処理能力を記載すること。なお、当該処理能力とは、当該施設の1日当たりの実稼働時間における定格標準能力を意味すること。ただし、実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とすること。また、当該施設が最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。
- ⑤ 第6号の「施設の位置、構造等の設置に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第2項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。
 - ア 第1号の「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面をもって記載すること。
 - イ 第2号の「施設の処理方式」には、例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、流動床方式等の別を記載すること。
 - ウ 第3号の「施設の構造及び設備」は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載すること。

ADMINISTRATION INFORMATION

- エ 第4号の「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載すること。
- オ 第5号の「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載すること。
- ⑥ 第7号の「施設の維持管理に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第3項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。
- ア 第1号の「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載すること。
- イ 第2号の「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載すること。
- ウ 第3号の「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられること。
- (2) その他の記載事項
- ① 規則第11条第5項第3号の「埋立処分の計画」には、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容等を記載すること。
- ② 規則第11条第5項第4号の「廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」には、当該廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載すること。

2 許可の性質

法第15条の2第1項は、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 生活環境影響調査書

産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。

生活環境影響調査書の記載事項は、規則第11条の2に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

(1) 第1号の記載事項は次のとおりとすること。

- ① 調査を行う事項は、当該施設の存在及び稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項とすること。なお、当該施設を建設するための土地の改変や工事による影響については、

行政情報

廃棄物処理施設に特有のものではなく、また一定規模以上の施設による影響については環境影響評価法（平成9年法律第81号）において他の施設と同様に手続が課されているところであり、本調査の対象とはならないものであること。ただし、最終処分場を建設するための土地の改変に伴う地下水の流れへの影響については、本調査の対象になるものであること。

- ② 調査事項及び各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、産業廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される産業廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。

生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すものの中から選定することを基本とすること。

ア 大気質

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

最終処分場における産業廃棄物の埋立については、粉じん

廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

イ 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

ウ 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

エ 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数

オ 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量）、浮遊物質、窒素又はりん含有量（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

カ 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況

- (2) 第2号には、生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法を記載すること。調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととする。

- (3) 第3号には、影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握の方法について記載すること。調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととする。

把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とす

ADMINISTRATION INFORMATION

ること。

- ① 大気質
気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- ② 騒音
土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- ③ 振動
土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
- ④ 悪臭
気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
- ⑤ 水質
水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
- ⑥ 地下水
地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況
なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とすること。

（４）第４号の記載事項は次のとおりとすること。

- ① 施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測の方法を記載すること。
- ② 生活環境に対する影響の予測は、計画されている施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものであること。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行うこと。
調査事項ごとの標準的な予測手法は、次に示すとおりであること。

- ア 大気質
ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法
- イ 騒音
騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法
- ウ 振動
振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法
- エ 悪臭
煙突等から排出される悪臭については、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法
施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法
- オ 水質
数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法
- カ 地下水
解析式を用いる手法又は定性的な予測手法

（５）第５号の記載事項は次のとおりとすること。

- ① 施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化

行政情報

の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載すること。

② 調査事項ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則とすること。

ア 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

イ 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

ウ 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

エ 悪臭

煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

施設から漏洩する悪臭については、施設周辺の人家等が存在する地域における影響

オ 水質

排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

カ 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響

(6) 第6号の記載事項については、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、施設の構造又は処理する産業廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない処理施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載すること。

(7) 生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにすること。

(8) 環境影響評価法に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、法に基づき生活環境影響調査書として添付することは差し支えないこと。

(9) 2以上の産業廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものであること。

(10) 設置許可が取り消された処理施設について、別の者が過去になされた許可と同一の維持管理計画等をもって新たに設置許可を取得して当該処理施設を稼働しようとする場合は、過去

ADMINISTRATION INFORMATION

の許可と同一の条件であると考えられるので、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこと。ただし、許可申請書に係る公衆の縦覧並びに関係市町村及び利害関係者からの意見聴取を省略することはできない。

- 4 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取並びに関係市町村からの意見書の提出
 - (1) 申請書の記載事項の不備その他の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めたうえで、(3) から (10) までの申請書等の告示及び縦覧の手続を行うこと。
 - (2) 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取、利害関係者の意見書の提出並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続は、申請内容が法第15条の2第1項第2号に掲げる要件に適合しているかどうかの判断に資する観点から行われるものであること。したがって、申請内容が技術上の基準に適合しない場合には、(3) から (10) までの申請書等の告示及び縦覧の手続を経ずに不許可処分をしても差し支えないこと。
 - (3) 申請書等の告示は、中間処理施設又は最終処分場の設置許可又は変更許可の申請が行われ、利害関係者が関与する手続が開始されることを広く知らしめるものであり、その方法としては、地方公共団体の公報その他の広報紙への掲載等利害関係者が通常その内容を知り得る方法により行うことを原則とすること。
 - (4) 告示する内容は、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、産業廃棄物処理施設の設置の場所、施設の種類の、処理する産業廃棄物の種類、申請年月日、縦覧場所に加え、縦覧の期間及び時間、利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書提出の期限及び提出先、意見書提出者の氏名や住所等意見書に記載すべき事項とすること。
 - (5) 申請書等の縦覧は、利害関係者に対して申請書及び生活環境影響調査書の内容の周知を図るための手段であることにかんがみ、縦覧場所については、設置予定場所の近傍の保健所等利害関係者が利用しやすい場所とすること。
 - (6) 縦覧期間は告示の日から1月間であり、これは告示の日の翌日から起算し、休日、祝日も含むものであるが、休日、祝日や通常の執務時間外において縦覧に供することまで求める趣旨ではないこと。
 - (7) 関係市町村長の意見の期限は、設置場所や処理能力等により異なると考えられるが、利害関係者の意見書提出の期限が縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間となっていることを勘案して設定すること。
 - (8) 生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる者としては、周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等が含まれること。ただし、その意見はあくまでも生活環境の保全上の見地からのものに限られること。
 - (9) 意見書の形式・媒体は特に問わないものであること。意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名及び住所、対象事業の名称を日本語により記載すべきことを(3)の告示において明らかにすること。
 - (10) 産業廃棄物処理施設の設置許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条から第51条までに規定する都市計画上の観点から審査されるものではないが、都市計画法に基づき都市計画決定がなされる産業廃棄物処理施設について設置許可を行う場合は、都市計画と十分な整合性が図られるよう都市計画担当部局と調整するとともに、当該施設に係る申請書等の

行政情報

告示及び縦覧、意見書の提出の процедуруを行うに当たっては、都市計画担当部局と緊密な連携をとって行うこと。

5 専門的知識を有する者の意見の聴取

- (1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。
- (2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。
- (3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。
- (4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。

6 経理的基礎

第1の4の例によること。

なお、第1の4(6)⑥の「審査対象を当該申請に係る事業の将来の見通しに限定することが不相当な場合」には、製造事業者が自社処分のための施設を設置しようとする場合などが該当すること。

7 欠格要件

(1) 第1の5(1)から(5)までの例によること。

(2) 暴力団員等に関する欠格要件

第1の5(6)の例によること。なお、警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第18号、第26号又は第27号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

8 許可の条件

法第15条の2第4項の生活環境保全上必要な条件は、周辺地域の生活環境の保全についてなされた適正な配慮を担保するために付すものであること。

具体的には、例えば、産業廃棄物の搬入時間を指定することなどが考えられること。

9 使用前検査

産業廃棄物処理施設の使用開始前の検査の申請がなされた場合は、遅滞なく実地に検査を行うとともに、検査に当たっては、設置許可又は変更許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認しつつ、必ず設置者又は技術管理者の立会いのもと、当該施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合したものであることを確認すること。

第3 熱回収施設設置者の認定について

ADMINISTRATION INFORMATION

1 認定の性質

法第15条の3の3第1項は、認定の申請に係る熱回収施設が技術上の基準に適合していること及び申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであることのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認定をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認定を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

2 認定熱回収施設における廃棄物の処分等の基準

熱回収を効率よく行うことができるよう、認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物処理基準にかかわらず、以下の基準に従って処分を行うことができること。

- (1) 通常の廃棄物処理基準においては、廃棄物を焼却する場合には、安定的な燃焼状態を確保するため、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することが義務付けられているが、認定熱回収施設においては、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することを義務付けないこと。
- (2) 通常の産業廃棄物処理基準においては、産業廃棄物を保管する場合には、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければならないとされているが、認定熱回収施設においては、処理能力の21日分まで保管できること。
なお、当該熱回収施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合や、定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合等については、規則第12条の11の9に定める数量を保管できること。
- (3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、熱回収施設において行うことが想定されない熱分解を行う場合及びし尿処理施設に係る汚泥を再生する場合の基準を除き、それ以外は通常の廃棄物処理基準と同様とすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物についても (1) から (3) までと同様とすること。

3 定期検査対象からの除外

認定熱回収施設設置者は、法第15条の3の3第4項により、法第15条の2の2に規定する定期検査の対象から除外されること。

4 その他

平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成の「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を参照されたいこと。

第4 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可について

1 許可の性質

法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項は、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるもので

行政情報

はないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設に着手していない段階にあるものについては、譲受け等の対象施設が存在しないことから、許可をしてはならないこと。また、譲り渡す者又は貸し与える者が欠格要件に該当している場合についても、譲受け等の許可を行う前の段階で当該者を取り消さなければならないので、許可をしてはならないこと。

2 経理的基礎

第2の6の例によること。

3 欠格要件

第2の7の例によること。

4 その他

施設を借り受けた者が再び施設を貸し渡した者に施設を返還する場合においても、当初施設を貸し渡した者が施設を稼働させる場合には、あらかじめ譲受け等の許可が必要であること。

第5 産業廃棄物処理施設設置者の合併等の認可について

1 認可の性質

法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により施設を承継する法人の能力が基準に適合すること、対象施設が技術上の基準に適合すること及び当該法人が欠格要件に該当しないこと、いずれの要件にも適合する場合には、必ず認可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認可するか否かについての裁量権を与えるものではないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設（施設の基礎部分のみの工事を除く。）に着手していない段階にあるものを承継する場合は、承継する施設が存在しないことから、認可をしてはならないこと。

2 経理的基礎

第2の6の例によること。

3 欠格要件

第2の7の例によること。

第6 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定について

1 認定の申請

(1) 申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下第6において同じ。）の種類及び申請に係る収集、運搬又は処分の範囲は、第1の1の例によること。

(2) 申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域は、申請先となる当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事を明らかにするものであり、申請書には都道府県名又は政令市名が記載されること。申請者が、一の都道府県知事の管轄区

ADMINISTRATION INFORMATION

域を超えて産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、当該積卸し及び処分に係る都道府県知事全てに対して申請がなされ、各都道府県知事に対しては、申請者の一体的な経営に係る事項等（共通的事項）及び当該都道府県知事の管轄区域における産業廃棄物の処理に係る事項（個別的事項）が記載された申請書及び添付書類が提出されること。

2 認定の性質

法第12条の7第3項は、認定の申請に係る二以上の事業者の一体的な経営の基準に適合していること及び収集、運搬又は処分を行う事業者の基準に適合していることのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認定をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認定を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 二以上の事業者の一体的な経営の基準

- (1) 申請に係る二以上の事業者のいずれか一の事業者（以下「親法人」という。）の当該二以上の事業者のうち他の事業者（以下「子法人」という。）の全てに対する議決権保有割合が、規則第8条の38の2第1号又は第2号イを満たすことについて、申請書及び株主名簿その他の親法人の子法人に対する議決権保有割合を示す書類で確認すること。
- (2) 規則第8条の38の2第2号イに該当する場合には、更に、親法人から子法人の業務執行役員（子法人の当該申請に係る業務全般に直接的に影響力を有する当該申請に係る業務を執行する社員、取締役又は執行役をいう。これ以外の役員である場合には、親法人の子法人に対する影響力の観点から慎重な判断が必要となる。）を出向させていることについて、申請書及び当該子法人の登記事項証明書、出向時時点の親法人の役員に関する情報が記載された登記事項証明書その他の当該業務執行役員が親法人の役員又は職員であったことを示す書類、当該業務執行役員の住民票の写し等の書類で確認するとともに、親法人と当該子法人がかつて同一の法人として一体的に廃棄物の適正処理を行ってきた実績があることについて、かつて同一の法人であったことを示す登記事項証明書及び同一の法人であったときの廃棄物の処理に係る計画、契約書、帳簿等の書類で確認すること。

4 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

申請書に記載された当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を実際に行う事業者（以下「処理実施者」という。）について、規則第8条の38の3各号に掲げる以下の事項を確認等すること。

- (1) 申請書に添付される事業計画（以下単に「事業計画」という。）において処理実施者が行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の具体的な内容等が明記されていること。
- (2) 事業計画において処理実施者が親法人の統括管理体制（親法人が、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分についての全体的な方針を示し、子法人をそれに整合させることができる程度に経営等に影響力を有する体制をいう。）の下に位置付けられていること（処理実施者が親法人である場合を含む。）。なお、申請書及び事業計画において統括管理者が親法人でない場合には、認定をしてはならないこと。
- (3) 処理実施者が産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者である場合にあっては、事業計画において当該申請に係る産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の処理をそれぞれ区分

行政情報

するために講ずる措置として、例えば、処理施設の使用日を分けること、申請外の産業廃棄物の処理方針に変更が生じた場合等に規則第8条の38の7の規定に基づき速やかに軽微変更の届出をする方針など、不適正処理を防止するための実効性のある具体的な取組内容が記載されていること。

- (4) 当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該認定外の者に委託する場合、法第12条の7第4項の規定により、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）全員が委託契約を締結するとともに管理票を交付する必要があることから、事業計画において当該場合の対応方針として、共同してこれらを行うことその他適切な方法でこれらを行うことについて具体的に記載されていること。例えば、認定事業者全員が契約の主体となる委託契約書のひな形が示されていること、産業廃棄物管理票における事業者欄に認定事業者全員又は認定事業者である旨を明記すること、運搬受託者又は処分受託者から産業廃棄物管理票の送付を受けるときは便宜的に親法人又は処理実施者が代表者となること、親法人又は処理実施者が産業廃棄物管理用票の原本を保存しそれ以外の者はその写しをそれぞれ保存すること、電子マニフェストの使用に当たっては認定事業者として新たに共同アカウント取得すること、共同アカウントの運用は親法人又は処理実施者が責任を持って行うこと等の管理票の交付等に係る事項が明記されていることなどが必要であること。
- (5) 知識及び技能は、当該申請に係る産業廃棄物又はこれに類するものの処理実績、当該申請に係る産業廃棄物の処理に関連する講習の受講実績、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証、産業廃棄物処理施設の設置許可証等でもって確認できること。一事業者としての観点のみならず、直接業務に従事する担当者についても知識及び技能を有しているかを把握することが望ましいこと。
- (6) 欠格要件は、第1の5の例によること。ただし、暴力団員等に関する欠格要件については、必要に応じて、法第23条の3第1項の規定の趣旨も踏まえつつ法第23条の5の規定を活用して警察本部長の意見を聴取すること。
- (7) 不利益処分の該当性は、基本的には申請書に添付される誓約書の提出で足りること。ただし、他の情報源により当該誓約書に疑義がある場合等には、法第23条の3の規定の趣旨も踏まえつつ法第23条の5の規定を活用して関係行政機関等に照会することを妨げるものではないこと。
- (8) 施設に係る基準は第1の3、経理的基礎は第1の4の例によること。

5 認定の効果等

- (1) 法第12条の7第4項から第6項までの規定により、認定事業者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができること及び全員が排出事業者とみなされることから法が定める各種措置をそれぞれが適切に講ずる必要があること、一の事業者として一体的に報告徴収等の対象となること並びに全員が欠格要件の該当性の判断の対象となること。
- (2) 認定事業者が法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において当該認定に係る産業廃棄物の処分を行おうとするときは、当該産業廃棄物処理施設について設置許可が必要であること。

6 認定の条件

ADMINISTRATION INFORMATION

認定に当たり条件を付すことは法律上認められていないこと。ただし、複数の都道府県知事に対して申請をした者に対する認定に当たっては、不適正処理を防止する観点から、当該申請に係る全ての都道府県知事から認定を受けた日以降に事業を開始するよう徹底させるとともに、できる限り他の都道府県との連携を図り、認定日が大きく乖離しないことが望ましいこと。また、認定後における変更の認定の申請の手続として、7の(1)の場合における事前の連絡について言及することが望ましいこと。

7 変更の認定の申請等

- (1) 変更の認定の申請については、法第12条の7第7項の規定に基づき、変更在先立って当該変更に係る申請書及び添付書類又は図面が、当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に対して提出されるが、登記事項証明書等の変更前に取得することが困難な書類を添付する場合には、変更に係る書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した申請書を提出することとしても差し支えないこと。ただし、この場合において、変更の申請を行う蓋然性が高い状況となった段階で、申請者から当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に対してあらかじめその旨の連絡があることが望ましいこと。
- (2) 認定事業者が、認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容を変更しようとするときなどには、新規の認定の申請、変更の認定の申請、軽微変更の届出、事業の全部又は一部の廃止の届出がなされ、それぞれが想定する場合は具体的には次のとおりとすること。なお、変更にあたっての申請先又は届出先は、基本的には、認定事業者に係る変更（議決権保有割合、役員派遣状況、統括管理体制等）や認定に係る産業廃棄物の追加等の変更については当該認定に係る全ての都道府県知事、当該認定に係る産業廃棄物の処理内容の変更については当該変更に係る都道府県知事（当該変更に係る産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）となること。

① 新規の認定の申請

新たな都道府県の管轄区域において、産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする場合には、追加となる都道府県知事に対して新規の認定の申請が必要であること（これ以外に変更事項が無い場合には、他の都道府県知事に対しては、当該認定を受けた後遅滞なくその旨を通知すれば足りること）。同一の親法人の統括管理体制の下、異なる事業者で構成される申請者が異なる産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、既存の認定とは別に新たに認定の申請が必要であること。親法人や処理実施者を認定対象から外そうとする場合には、当該認定に係る統括管理体制又は処理形態が大きく変更となる可能性が高いことから、事業の全部廃止の届出の後、改めて新規の認定の申請が必要であること。

② 変更の認定の申請

①、③、④及び⑤に該当しない場合にあっては、基本的には、規則第8条の38の7各号のいずれかに該当する場合には、変更の認定の申請が必要であること。認定事業者に子法人を追加する場合、認定事業者のうちの子法人が会社分割された場合、認定事業者のうちの子法人に対する親法人の議決権保有割合が100%から3分の2以上に変更となった場合等には、統括管理体制の変更に該当し、改めて適正処理が可能であるか否か審査すべきであることから、変更の認定の申請が必要であること（追加する子法人が新たに当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、その処理形態の変更

行政情報

度合いを踏まえ、必要に応じて、事業の全部廃止の届出の後、改めて新規の認定の申請が必要であること。)。また、認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容の変更の場合には、当該変更に係る産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に対して変更の認定の申請が必要であること。なお、統括管理体制の変更とは、上述の場合のほか、親法人内で統括管理に係る業務を担う部署の大幅な改変等も該当し得るが、当該部署内の人員の異動等は該当しないこと。

③ 軽微変更の届出

規則第8条の38の7各号のいずれにも該当しない変更の場合には、変更後に当該変更に係る都道府県知事に対して軽微変更の届出が必要であること。例えば、認定事業者のうち一の子法人に対する親法人の議決権保有割合が3分の2を下回る状況となった場合であって処理形態が大きく変わらず、かつ、一定期間後に当該子法人に係る議決権保有割合が3分の2以上となる見込みがある場合、収集又は運搬の用に供する施設として運搬車両のメーカー・型式を変更した場合（車両から船舶への変更、車両の形状・性能等の大きな変更の場合は、変更の認定の申請等によること。）等であること。なお、規則第8条の38の5第2項第1号及び第2号の変更の場合にも、軽微変更として取り扱って差し支えないこと。また、排出事業場の場所の変更は当該認定に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域の変更が伴わなければ、軽微変更の届出で足りるが、そうでない場合は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の区域の変更該当することから、変更の認定の申請が必要であること。収集又は運搬の用に供する施設の数量や、当該認定に係る産業廃棄物の排出量が大幅に変更となる場合等は、収集又は運搬の内容の変更等とみなすことができるため、軽微変更の届出ではなく、変更の認定の申請が必要であること。

④ 事業の一部廃止の届出

認定に係る産業廃棄物の積卸し又は処分の区域を縮小させ、これらを行わない都道府県がある場合や、処理を行う産業廃棄物の種類や処理の範囲を縮小させる場合又は認定事業者のうち一部の事業者を認定対象から外す場合であって処理形態が大きく変わらない場合には、当該都道府県知事に対して一部廃止の届出が必要であること（処理形態が大きく変わる場合は、変更の認定の申請等によること。）。当該都道府県知事に対して別の変更事項の関係で変更の認定の申請も併せて行う場合には、当該申請の手続で足りること。

⑤ 事業の全部廃止の届出

認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の全てを行わないこととした場合には、当該認定に係る全ての都道府県知事に対して全部廃止の届出が必要であること。

8 認定証の交付等

- (1) 申請者に対して一の認定証を交付すること（事業者ごとに個別に認定証を交付することは要しないこと。）。
- (2) 認定番号は、許可番号等通知を参照されたいこと。
- (3) 認定に係る処理の範囲は、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに収集、運搬又は処分のうち具体的に何を行うのかを明示し、産業廃棄物の種類は、第1の10の(1)及び(2)の例によること。
- (4) 複数の都道府県知事に対して申請をした者に対して認定証を交付した際には、当該申請に係る他の都道府県知事に対して認定をした旨の通知をされたいこと。なお、変更の認定の申

ADMINISTRATION INFORMATION

請、軽微変更の届出又は事業の一部若しくは全部の廃止の届出の場合は、当該変更の認定を受けた者等が、関係する都道府県知事に対して通知することとなること（規則第8条の38の6第3項等）。

9 台帳の整備

第1の13の例によること。

10 その他

- (1) 収集、運搬又は処分のいずれも行わない申請は認定の対象とならないものであること。
- (2) 申請者が中間処理業者のみであって、当該申請に係る産業廃棄物の種類が中間処理産業廃棄物である場合は、法第12条の7第1項に規定する「事業者」の定義から認定の対象とはならないものであること。
- (3) 既に別の申請者として法第12条の7第1項の認定を受けている事業者又は法第15条の4の2に規定する再生利用に係る特例、法第15条の4の3に規定する広域的処理に係る特例、法第15条の4の4に規定する無害化処理に係る特例、法第21条の3に規定する建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）等の適用を受ける事業者が申請者に含まれている場合には、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容や認定等の事実関係の確認をした上で、不適正処理につながらないよう慎重に判断すること。

行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
平成30年3月30日公益社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 永井 良一 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

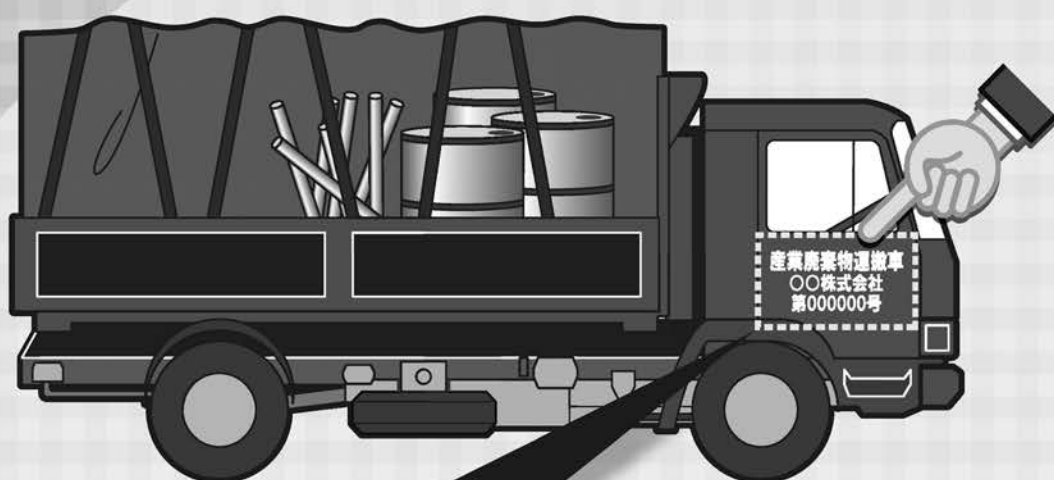
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号。）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加され、平成30年4月1日から施行されることとなります。

感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、廃掃法施行令の改正にあわせて別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

貴連合会におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも御協力を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

事 業 報 告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（平成30年3月後半～平成30年5月前半）の概要を紹介します。

災害廃棄物の処理等に関する協定締結式 (堺市)

日 時 平成30年4月27日(金曜日) 10時00分
場 所 堺市役所高層館20階/第2特別会議室
出席者 片渕 昭人(会長)
赤澤 健一(理事兼法政策調査委員長)
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
龍野 浩一(事務局次長)



左から片渕昭人会長、堺市の池田浩一環境局長



堺市域における災害により生じた廃棄物処理について、実効性のある協力体制を構築し、円滑な処理を図る協定の締結です

廃棄物不適正処理巡視事業

日 付 平成30年5月9日(水曜日)
場 所 枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市
参画者 小林 一郎(収集運搬部副部長)
平尾 道哉(青年部長)
内海 浩子(事務局調査担当)



枚方市長尾荒阪の府道735線から細い道入った竹林で、府道から見づらい場所に産業廃棄物や一般廃棄物が散乱している

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 啓発部会、取締対策部会合同会議

日 時 平成30年5月22日(火曜日) 14時00分
場 所 大阪府咲洲庁舎29階/会議室
議 題 平成30年度産業廃棄物不適正処理防止推進事業計画(案)について
平成30年度産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間(6月期)事業(案)について
大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議設置規約(改正案)について
情報交換(雑品スクラップ、焼却禁止の例外規定、不適正処理事例を予定)
参画者 垣中 清忠(理事兼収集運搬部会長)
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

3月15日
Vol.75 ■平成30年度労働安全衛生表彰に係る表彰候補者の募集について

3月16日
Vol.76 ■平成30年度「許可申請に関する講習会（新規・更新）」等の日程表の送付について

3月27日
Vol.77 ■低炭素化事業（廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業）について

3月29日
Vol.78 ■改正法等の施行について（通知）

4月2日
Vol.79 ■本年4月1日から中核市に移行した自治体について

4月3日
Vol.80 ■「平成29年度エコドライブ活動コンクール優秀取組事例集」のご案内

4月10日
Vol.81 ■平成30年度「会員名簿」及び「処理処分施設マップ」作成のための調査について

4月12日
Vol.82 ■電子マニフェスト説明会のご案内

4月13日
Vol.83 ■産業廃棄物処理業の景況動向調査について

4月24日
Vol.84 ■平成29年度改正廃棄物処理法等の通知について

4月27日
Vol.85 ■大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針等の改訂について

5月8日
Vol.86 ■低炭素化補助事業のご案内

5月16日
Vol.87 ■建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

5月18日
Vol.88 ■平成30年度廃棄物管理士講習会の実施について

事業案内

Business Prospectus

電子マニフェスト導入実務研修会

平成30年10月17日(水)
10時00分～12時00分

大阪私学会館3階 会議室
大阪市都島区網島町6-20

電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法、業界別の具体的な運用方法等を重点とした研修会です。参加費は会員、非会員ともに無料です。

JWNETウェブサイト <http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

電子マニフェスト操作体験セミナー

平成30年7月27日(金)
10時00分、14時00分
平成30年9月19日(水)
10時00分、14時00分
平成30年11月28日(水)
10時00分、14時00分
平成31年2月5日(火)
10時00分、14時00分

大阪産業創造館 パソコン実習室
大阪市中央区本町1-4-5

これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、電子マニフェストのデモシステムを使用し、基本的な操作方法をご説明いたします。パソコンを一人一台ご用意いたしますので、実際の画面を見ながら、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験していただけます。参加費は会員、非会員ともに無料です。

JWNETウェブサイト <http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

リスクアセスメント研修会(通常コース)

平成30年7月19日(木)
13時30分～16時40分

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。労働災害の予防的手段と位置付けられているリスクアセスメント*について、その考え方、実施方法、仕組みづくり等について学んでいただき、併せて演習ではリスクアセスメントの実際のやり方を体験していただく研修会です。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

*リスクアセスメントとは、事業者自らが職場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害の重篤度と発生する可能性を併せリスクとして見積もり、対策の優先度を決め、結果を記録する一連の方法です。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

安全衛生規程作成体験セミナー平成30年 9月13日(木)
午後

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階

安全衛生規程とは、各事業者が「労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進」に寄与するために実施すべき事項を文書化したものです。常時10人以上の労働者が使用する事業場では、就業規則を作成すること、その中に安全衛生規程を含めること、安全衛生規程は安全委員会等の場で調査・審議して、労働者の意見を聞き、意見を記した書面を添えて労働基準監督署に提出しなければならないこととされています。

本セミナーでは公益社団法人全国産業資源循環連合会が考案した「安全衛生規程作成支援ツール」を利用して、安全衛生規程の作成を体験していただきます。このツールは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程が完成し、より事業場の現状に合った安全衛生規程の作成が可能です。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>**施設見学会**

平成30年 8月 3日(金)

高俊興業株式会社 東京都太田区城南島
S.P.E.C.株式会社 東京都太田区城南島

一般の方や排出事業者等を対象に、廃棄物の排出抑制や再資源化等に積極的に取り組まれている事業所や施設を訪問し、適正な廃棄物処理について学ぶ見学会です。

平成30年度は、東京臨海部に位置する最先端リサイクル施設として、高俊興業株式会社（東京臨海エコ・プラント）、S.P.E.C.株式会社（エコレ城南島）を訪問します。申込方法等、詳細が決まり次第弊社ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>**第3回さんぱいフォーラム～KAWARU～
地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える**平成30年11月22日(木)
13時30分～16時30分大阪産業創造館 4階 イベントホール
大阪市中央区本町1-4-5

テーマ、プログラム、講師については鋭意検討中です。決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

新規入会会員紹介

正会員 ————— 平成30年4月～平成30年5月に入会した会員

藤原環境 株式会社

代表者	藤原和之		
住所	〒595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北1-6-8		
電話番号	0725-31-4971	FAX番号	0725-31-4981
業務内容	収集運搬業		

退会会員 ————— 平成30年3月～平成30年5月に退会した会員

正会員

社名 北村技研工業所
(株)まつえ環境の森

賛助会員

社名 日本臓器製薬(株)

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を本会ウェブサイトからダウンロードもしくは、本会にお問合せの上、ご入手していただき、必要事項をご記入のうえ、協会へ申請してください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

新刊 紹介

ビジネスパーソンのためのSDGsの教科書

著者：足達 英一郎、村上 芽、橋爪 麻紀子

(出版社：日経BP社 定価：2,300円＋消費税 発行日：平成30年3月27日)

2030年を目指した国連の持続可能な開発目標、SDGsが時代のキーワードになっている。中期経営計画にSDGsを取り込む企業も登場した。新規事業立案や企業価値向上にどのように生かしていくのか。新たに登場したSDGs関連の金融商品など、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資との関係を明らかにしながら、企業の活用法を紹介する。

第1部は、SDGsの成り立ちや企業にまつわるSDGs推進の動きを解説する。各業界の代表的な取り組みを紹介するとともに、SDGsの具体的な活用方法を探る。

既存の製品・サービスを棚卸してSDGsを経営に位置付けるとともに、情報開示をいかに進めるか、将来の成長とリスク回避につなげるための考え方を紹介する。

そして、近年急拡大しているESG（環境・社会・ガバナンス）投資とSDGsとの関係にも踏み込み、金融市場の今後の展望を明らかにし、さらに民間企業がESG投資を呼び込むためのビジネスの展開方法を解説する。

第2部は「食品・飲料品」「建設・不動産」「鉄鋼・非鉄金属」「機械・精密機械」「輸送用機器」など15の産業グループ別にSDGsに取り組んだ場合の機会と、SDGsに向き合わなかった場合のリスクを分析する。

どのような分野にビジネス機会があるのかについても紹介する。



Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

●進む！災害廃棄物対策の整備
●いよいよ始まる
●マイナンバー制度

2015 SEPTEMBER Vol.62

●特集1 進む！災害廃棄物対策の整備
●特集2 いよいよ始まるマイナンバー制度

第62号 (平成27年9月25日発行)

●改正廃棄物処理法
●政省令案等の概要
●医療機関に退蔵されている
●水銀血圧計等回収マニュアル

2015 DECEMBER Vol.63

●特集1 改正廃棄物処理法 政省令案等の概要
●特集2 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル

第63号 (平成27年12月4日発行)

●第3回地球環境保全のための
●3R推進フォーラム
●「地域における3R社会の未来」

2016 MARCH Vol.64

●特集 第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」

第64号 (平成28年3月25日発行)

●廃棄物の処理及び清掃に
●関する法律等の見直しに
●関する意見

2016 JUNE Vol.65

●特集 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見

第65号 (平成28年6月10日発行)

●食品廃棄物の不正転売防止
●に関する産業廃棄物処理業
●者等への立入検査マニュアル

2016 SEPTEMBER Vol.66

●特集 食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル

第66号 (平成28年9月14日発行)

●待ったなし！
●加速する
●PCB廃棄物の処理

2016 NOVEMBER Vol.67

●特集 待ったなし！加速するPCB廃棄物の処理

第67号 (平成28年11月25日発行)

①第1回さんぱいフォーラム
(MAMORU) 終了報告
②廃棄物処理制度の見直しの
方向性(意見具申)
③産業廃棄物処理の現地確認

2017 MARCH Vol.68

●特集1 第1回さんぱいフォーラム(MAMORU)終了報告
●特集2 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)
●特集3 産業廃棄物処理の現地確認

第68号 (平成29年3月25日発行)

①廃棄物処理法改正案
(平成29年3月10日閣議決定)
②廃棄物処理法施行規則改正
(平成28年4月28日公布)

2017 JUNE Vol.69

●特集1 廃棄物処理法改正案(平成29年3月10日閣議決定)
●特集2 廃棄物処理法施行規則改正(平成28年4月28日公布)

第69号 (平成29年6月9日発行)

①水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行
令等の改正概要について
②食品廃棄物の不正転売事案について
(総括)
③排出事業者責任に基づく措置に係る
チェックリスト

2017 SEPTEMBER Vol.70

●特集1 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について
●特集2 食品廃棄物の不正転売事案について(総括)
●特集3 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

第70号 (平成29年9月26日発行)

産業廃棄物処理業の
振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

2017 DECEMBER Vol.71

●特集 産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

第71号 (平成29年12月1日発行)

①第2回さんぱいフォーラム
(MEGURU) 終了報告
②廃棄物処理法施行令の改正
③パーゼル法施行令の改正

2018 MARCH Vol.72

●特集1 第2回さんぱいフォーラム(MEGURU)終了報告
●特集2 廃棄物処理法施行令の改正
●特集3 パーゼル法施行令の改正

第72号 (平成30年3月26日発行)

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会の

分かりやすくして コンパクト 必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。

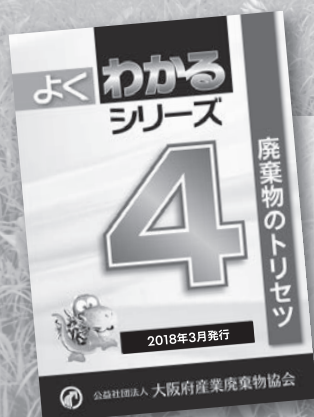


よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。

よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。

廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法

通知で見る廃棄物処理法

能野浩一

社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
● 経理的基礎のあり方

産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方

大仲 清

社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
● 労働安全・衛生のあり方

産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方

佐々木 雅一

社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
● ヒヤリ・ハットの事例分析

産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析 (第2版)

危機管理委員会

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物収集作業マニュアル(第2版)

収集運搬部会

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート

循環資源市場実態レポート

再生処分部会

社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
● 公共関与のあり方

産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方

法政策調査委員会

社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の法規と実態

汚染土壌処理の
法規と実態

穀谷 保之

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
● 特定に関するFAQ

過去の指導・助言事例を厳選集約
廃棄物の定義と
事業者の特定に関するFAQ

能野 浩一

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
● BCP策定ガイドライン

産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン

危機管理委員会

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.11
● 地域における3R社会の未来
● (地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)

地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)

大阪府産業廃棄物協会

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.12
● 廃棄物処理先進事例
● 調査報告書

廃棄物処理先進事例調査報告書

再生処分部会
収集運搬部会

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2017年12月1日発行

クローズアップ!

労働安全衛生に関する 啓発用ハンドブックを作成します (平成31年度完成予定)

本会では、昨年度から3か年にわたり労働災害防止計画（以下「計画」といいます）を策定し、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上に資する各種事業の取組と強化に努め、平成31年度には、①死亡者数をゼロにする、②休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる、とする目標を掲げています。

その一環といたしまして、目下、危機管理委員会では、労働安全衛生に関する啓発を趣旨とするハンドブックの作成を企画しています。作成にあたっては、指導監督庁や関係機関・団体等による協力・助言を得ながら、これを進めて参りますが、会員の皆様におかれましてもアンケートその他の情報・資料提供に関するご協力をお願い等をさせていただくことがあるかもしれません。その折には、産業廃棄物処理業界の労働安全衛生向上のためにご理解の上、積極的にご協力を賜れば幸いです。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。



編集後記

平成の時代も来年の4月で終わりとなりました。30年間もあつと言う間でしたね。自分自身が三つの元号を生きるとは考えた事もなかったです。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会も公益社団法人大阪産業資源循環協会と新しく生まれ変わり捨てる時代から循環させる社会に進歩し、ものすごいスピードで時代は進んでいるように思います。廃棄物処理会社もこれからは本当に製造会社になっていかないと生き残れない時代になったと真剣に危機感を覚えているところであります。片渕会長より建設特別部会創設を命じられて、解体がれきのブランド化のお手伝いをさせて頂き、分別解体の調査の協力をさせて頂いていますが、混合複合建築物の為に分別解体が中々難しい状態でございます。また、コンクリート塊も粒状になるとクロムが検出されるなど問題は山積しております。

これからも未来の循環型社会に向けてひとつ一つ解決して行きたいと考えております！

田 中 公 治

Clean Life vol.73

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片瀨則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成30年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成30年 4月					大阪会場：27日		大阪会場：26日
5月	京都会場： 8日～9日 兵庫会場： 15日～16日				兵庫会場：11日 京都会場：23日		兵庫会場：10日 京都会場：24日
6月	奈良会場： 19日～20日				滋賀会場：13日 奈良会場：21日	京都会場： 27～28日	滋賀会場：14日 奈良会場：22日
7月	大阪会場： 3日～4日		兵庫会場： 11日～13日		兵庫会場：25日		大阪会場：5日 兵庫会場：24日
8月	和歌山会場： 8日～9日	兵庫会場： 28日～31日			大阪会場：2日 京都会場：8日		大阪会場：1日
9月	京都会場： 12日～13日				和歌山会場：19日 大阪会場：27日	兵庫会場： 11日～12日	和歌山会場：20日 大阪会場：26日
10月	大阪会場： 3日～4日 兵庫会場： 10日～11日			大阪会場： 22日～26日	兵庫会場：12日 京都会場：16日		京都会場：17日
11月	滋賀会場： 1日～2日				大阪会場：21日 奈良会場：22日		大阪会場：20日
12月	大阪会場： 19日～20日				兵庫会場：11日		兵庫会場：12日
平成31年 1月	兵庫会場： 22日～23日				大阪会場：11日 京都会場：18日	大阪会場： 31日～2月1日	大阪会場：10日
2月	和歌山会場： 19日～20日 大阪会場： 26日～27日	京都会場： 19日～22日	大阪会場： 13日～15日		兵庫会場：15日 和歌山会場：21日 滋賀会場：27日		兵庫会場：14日 滋賀会場：28日
3月	京都会場： 6日～7日				京都会場：5日 大阪会場：7日 奈良会場：20日		大阪会場：6日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 (公社) 大阪府産業資源循環協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	 (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	 (一社) 和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.73

クリーンライフ

第73号

平成30年6月11日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業資源循環協会

〒540-0011

大阪市中央区農人橋1-1-22

TEL：06-6943-4016

FAX：06-6942-5314

会長 片 渕 昭 人
組織広報委員長 濱 田 篤 介

